

令和7年3月第2回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和7年3月12日（水）

本山町議会議場

2. 応招議員

1 番 吉川 裕三	2 番 川村 太志	3 番 永野 栄一
4 番 松繁 美和	5 番 白石 伸一	6 番 上地 信男
7 番 中山 百合	8 番 大石 教政	9 番 澤田 康雄
10 番 岩本 誠生		

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主査 清岡 康隆

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 前田 幸二
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 中西 一洋 健康福祉課長 澤田 直弘
病院事務長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第 1. 一般質問

4 番 松繁 美和 議員

- ・非核平和都市宣言をかかげる本山町の平和行政推進について
- ・教育現場における働き方改革について
- ・環境保全条例の制定について
- ・男女共同参画計画の策定について

9 番 澤田 康雄 議員

- ・農業問題を問う
- ・支障木の伐採、河川の整備について
- ・観光の推進について
- ・有害鳥獣対策について

2 番 川村 太志 議員

- ・町長の政治姿勢について
- ・さらなる情報発信について
- ・ITリテラシー向上への取組みについて

10 番 岩本 誠生 議員

- ・町長の政治姿勢と今後の行政運営について
- ・早明浦ダム周辺地区かわまちづくりと吉野川水系河川整備計画について
- ・安心・安全のまちづくりについて

日程第 2. 議案第 3 号 本山町小規模企業振興基本条例の制定について

日程第 3. 議案第 4 号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4. 議案第 5 号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5. 議案第 6 号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6. 議案第 7 号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7. 議案第 8 号 本山町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8. 議案第 9 号 本山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9. 議案第 10 号 本山町消防団表彰条例の一部を改正する条例

日程第 10. 議案第 11 号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 11. 議案第 12 号 本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

開会 9 : 0 0

○議長（岩本誠生さん）おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したプリントのとおりであります。議事日程の中で議案第12号の部分がミスプリになっております。本山町職員の育児休業等が二つになっていますが、12号は、本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でありますので、後ほど事務局より差し替えますので、よろしくお願いします。

それでは、議事日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1．一般質問

○議長（岩本誠生さん）日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

4番、松繁美和さんの一般質問を許します。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）それでは、議長よりご指名いただきましたので、ただいまから一般質問始めます。

まず最初は、平和行政の問題です。

非核平和宣言都市掲げる本山町の平和行政推進についてでございますが、昨年、日本被団協がノーベル平和賞を受賞いたしました。これを機に、核兵器廃絶の機運が世界で高まっております。一方で、核兵器の使用も心配される紛争・戦争がまだ継続をされております。平和行政については、教育分野で一定の取組がされておりますけれども、被爆80年の今年、特別の意義を持って、非核平和について、住民と共に考える機会をつくっていったらどうかと思います。本山町は、平和首長会議に参加するとともに、平和宣言都市協議会にも加入をしております。非核平和都市宣言協議会ですね。その立場からも、以下のような事業の実施をしてはいかかかということで、町長の所見をお伺いいたしますが、まず、一つ目が、被爆80年の年であることから、8月を中心に役場庁舎を利用した核兵器廃絶を訴える展示などの実施。

二つ目が、本山町にあります非核平和都市宣言の看板の修繕でございます。特に山崎にあります看板は、色あせて、さらに傾いてもおります。真つすぐ核兵器廃絶を主張したいと思っております。

三つ目、日本非核自治体宣言協議会事業への参加です。この協議会では、会員の自治体に対しまして、研修会や講師の派遣、あるいは親子記者の取組、原爆パネルやDVといった教育資材の貸出し、そして被爆の苗木植樹など、多彩なメニューを用意しておりますので、そ

ういったことを利用してはどうかというふうに考えております。

まず、この3点についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）おはようございます。

4番、松繁議員の一般質問にお答えをいたします。

昨年、日本被団協のノーベル平和賞受賞がございました。一方で、議員が言われるとおり、核兵器廃絶の機運が高まっている中でありながら、核兵器を使用されるのではないかと危惧されるような戦争・紛争が起こっておりまして、私も、そういう面で非常に危惧をするというところでございます。

本町では、昭和60年12月24日に本山町議会において、賛成者6名の議員による議員提案として、非核平和都市宣言が採択されております。今年で40周年になります。高知県では、30の自治体がこの宣言をしているところでございます。核兵器の廃絶を訴える展示につきましても、関係団体とも連携をいたしまして、産業文化祭のときなどに本山町プラチナセンターなどで展示を行ってきておるところでございます。8月を中心に役場庁舎を利用して展示をしてはとのご提案でございます。これは、関係団体とも協議もしてみたいというふうに思います。

また、後の件については、担当課のところでも協議をしておりますけれども、で、答弁をさせていただきますが、日本非核宣言自治体協議会事業への参加ということで、当該の協議会には加盟をしておりますが、私自身は、具体的な事業に参加したというところは今ございません。先ほど紹介をしていただきましたが、どのような事業があるのかということについても、きちっと十分承知していないという状況でございます。事業への参加については、これは検討してみたいというふうに思います。

一方で、少し触れられましたが、本町といたしましては、生徒や学生、それから一般の方も対象といたしまして、広島平和学習ツアーですか、というのも実施をされております。昨年は20名の参加があったということでございました。非常に関心も高いというふうに思います。子どもたちの平和学習も大事だというふうに感じているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん）4番、松繁議員のご質問にお答えをいたします。

まず、非核平和都市宣言の看板についてでございますが、現在、本山町山崎ダムの右岸、国道439号線沿いと、あと吉野運動公園にそれぞれ1基ずつ設置をされております。現在、山崎の看板につきましては、地盤にずれが発生しておりまして、基礎が傾いたまま、看板自体が傾いている状態であります。また、変色や塗装の剥離が目立ちまして、老朽化が進んでおります。吉野の看板についても、看板の変色や塗装の剥離が見られております。看板につきましては、改修について検討をしていきます。

続きまして、日本非核自治体宣言協議会の事業への参加でございますが、今のところ、町のほうではいろいろな、例えば設立40周年記念事業の平和特別講演会とか、議員のほうにもおっしゃっていただきましたが、親子記者事業ということで原爆資料館等に親子で見学をして、学習をしていくようなものもございますが、今のところそれぞれの事業に取り組むことはございませんので、今後、できるような内容がありましたら、検討して、進めてまいりたいと思います。

なお、町長のほうからも報告いただきましたけれども、広島平和学習ツアー、20名の方が参加しているということで、この日本非核自治体協議会のほうであります親子記者事業というものの内容的に同じでして、長崎市内の原爆資料館等を親子で、小学校4年生から6年生とその保護者が対象になるというものですが、全国で9組の募集となっておりますので、平和学習としましては、本山町のほうがちょっと先進的に、多くの方が参加をしてくれるということで、それに代わるものと考えておりますし、非常にこの広島平和学習ツアーについては、皆さんに好評であると、勉強も非常にできたというようなことも聞いております。

以上でございます。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）ありがとうございました。

平和を守っていく、この行政に推進については、それほど論議をするということにはならないものだと思っておりますし、今現在も進めている。特にコロナ禍のところはちょっと中断しておりましたが、広島へ出向くという事業は本当に素晴らしいし、やっぱり継続性を持って取り組むべきだというふうに思っております。

特に今回、私が非核自治体宣言協議会の問題を出したのは、これは、ご承知のとおりですが、長崎が事務局になっております。平和首長会議は広島が事務局ですけれども、それで、そういうこともあって、広島と長崎で少し似たような名前ではあるけれども、事務局が事業をさび分けてやっておりますので、原爆パネルの貸出しとか、DVDだとかというのは、もう主に長崎がやっているということになっておりますので、それは、今、企画課長が言ったように、長崎の事業をちょっときちんと企画のほうでは捉えていると思いますが、そんな無料で貸出しができるようなもの、あるいは苗木を植えるなどというのは、少し公園の緑地化も含めたいろんな取組につながるんじゃないかというふうに、ですから、日常的な中で平和を考えていくということで、これは、あえて今年出したのは、もちろん被団協のノーベル平和賞受賞もありますが、今年が被爆80年という節目の年なので、それを打ち出した、例年やってはいるけれども、今年は80年で、さらに一つ加えたものをするというようなメッセージを発してほしいということで思いましたので、そういう意味での提案ですので、それから、非核平和宣言のほうをしてから、看板を設置して、長いことたったということでは、改修を検討すると言ってくれましたが、これはぜひ8月の6日、9日までにはやっていただきたいと思うのです。

どうかそういうふうに向けて検討願いたいと思いますので、そこの検討のもう少し詳しい、詳しいというところか、この場でお約束を、これからいろいろ協議をしたり、予算もあるので、約束はできないという事柄というのは承知の上ですが、やっぱりこの８０年、８月６日、９日までだというような期限を切って考えてもらいたいんです。そのところを再答弁お願いいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

昭和６０年の議員提案で非核平和都市宣言が採択されたということで、それを具現化するという意味で、ちょうど私総務課にこのとき在籍していまして、あのときは総務でしたけれども、この２か所に看板を設置したということでございます。非常に、もう４０年ぐらいですか、随分以前に立てたなというふうに思います。途中で一度修繕をされたと思いますけれども、また地盤が悪くて。設置場所も若干検討せにやいかんのじゃないかということもございまして、８月６日、９日までに検討を何とかしてみたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）４番、松繁美和さん。

○４番（松繁美和さん）ありがとうございました。

では、２番の課題にまいります。

教育現場における働き方改革の課題です。

これにつきましては、以前、２０２３年になりますか、１２月議会におきまして、子どもの発達段階に合った授業が展開できるための学校運営及び教師の働き方改革についての課題と取組について質問させていただきました。教育長からは、学校関係者と協議を進めながら、教師を取り巻く環境整備で、緊急的に取り組む通達で出ている施策におきましても、また、できることは途中からでも改善をしていくというふうな答弁がございました。この間、学校現場のほうでも取組が一定進められていることはお伺いしております。その具体的なその後の進捗状況、そして、その上で、今回二つ、先生方の働き方についてのお伺いですが、勤務時間内にどれだけ翌日の授業の準備時間が取れているのか。

二つ目が、勤務時間内に労働基準法で定められている４５分の休憩時間を取れているか、この２点でございます。よろしくお願いします。

○議長（岩本誠生さん）執行部、答弁。

大西教育長。

○教育長（大西千之さん）４番、松繁美和議員の質問に対し、答弁を申し上げます。

学校における働き方改革の実現に向けた取組でございますが、具体的な取組から、引き続いて環境の向上ということで継続しての取組もでございますが、まず、学校では、学校行事の見直し、そういったものをそれぞれの学校で進めていただいております。また、学習支援員、教員業務支援員、ＩＣＴ支援員、こういった支援員を継続して配置をしていくといったことをしております。

続きまして、ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）、心理士などの専門家による学校・

校内支援及び相談体制の充実を進めております。そして、学校では、長期休業明けの緩やかなスタートの実施をしながら、児童・生徒、あるいは学校教職員にとって、長期休業明けのスタートで準備期間を取りながらといった取組をしております。

あと環境の部分では、町が令和7年度の予算で提案もさせていただいておりますが、中学校の職員室の大規模改修で、現在の場所を変更することで教職員の負担軽減につながるといった声も、声といたしますか、ありまして、そういった整備を進めていくということにしております。そして、一部、専科教員、これは体育ですが、そういった教員の導入もしております。あと、こういったほかに、それぞれ校務、学校内の先生方の校務のデジタル化の推進で、予定、カレンダー、あるいは掲示板で、デジタルで分かりやすく、先生方がすぐ見れるような、そういったデジタル化も進めております。

また、学校それぞれで非常に支援をしていただいているというのは、もとやま桜援隊による学校活動への支援でございます。こういった活動が、やっぱり地域を巻き込んだ活動が非常に学校の環境では支援になっているというふうに聞いておりますし、こういった取組を進めております。

また、取組のほかに、やはりどういうふうに進めていくのか、校長会での協議、あるいは学校訪問時における取組の説明での懇談をしております。

また、令和6年度につきましては、3校の学校事務職との次年度の学校予算等における協議を、やったことあるかもしれませんが、私は初めてでございますが、そういった学校事務職との業務改善に向けた予算の確保の協議もさせていただいたところです。

その中から一例でありますと、学校校務パソコンがなかなか業務上でもう古くなって、支障を来しているといった話がありまして、これは計画的に進めていこうということで、令和7年度の予算で学校校務パソコンの整備、こういったものを提案させていただいたところです。

今後も学校関係者等との協議、学校での取組と教育委員会と連携した取組も行いながら、働き方改革については、環境整備を努めていきたいというふうに考えております。

あと、次に、勤務時間内にどれだけ翌日の授業の準備期間が取れているかでございますが、翌日の授業準備につきましては、基本的に放課後において準備をしております。また、長期の休業中を使って、次の学期に向けての準備もそのときに進めているということをお伺いしております。

中学校では、放課後、教材研究に充てており、また、平日部活動がない日は教材研究に充てているということです。先ほど言いましたが、長期の休業中を使って、教材研究にまとめて、中学校でありますと教科、専任でございますのでそういった取り方もできるということです。

あと、小学校・中学校とも、前年の先生方によるいろんな資料なんかを引継ぎによるデータを残していきながら、それを活用して、業務改善も進めていくということで準備をして進めているということです。

こういった取組時間を準備しておりますが、しかしながら、急な児童・生徒の対応であったり、大きな行事前、そして、会議があるときにはなかなか確保は難しい場合があるというふうに、実際そういった場面もあるということで聞いております。

次に、勤務時間内に労働基準法で定められている翌日の休暇時間の確保はできているかでございますが、休暇時間につきましては、各学校で時間を定めて、45分の休憩時間を設定しているところです。その時間中に、やはりそれぞれ学校内の活動であったり、児童の対応であったり、取れない場合は、時間を振り替えて、適宜取るようにしているというところ です。実際にいろいろ課題があったときにはお昼に対応もしておりますので、決められた時間になかなか取れないというところも出てくるというふうに聞いております。子どもの理解を図るため、給食あるいは掃除などの時間も重要な時間でありまして、決まった時間に休憩の時間が確保が難しい現状もあるというふうに聞いております。

しかしながら、それぞれのタイミングで休憩時間を取ることで、教員間でも共通に理解をしていくというふうにしているということで、学校のほうからは聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）すみません、教育長、私、12月議会で質問した中で、一定進んでいるというふうにお聞きしているということで、具体的に申しませんでした。環境のことについて、何点か、かなりたくさんの方の改善をお聞きしましたが、標準授業時数を上回っている、いわゆる余剰時間の問題が、小学校でも100時間を超えている学年があるとか、そういったところの改善の問題、ここも併せてお伺いしたかったんですが、これ、12月で聞いた一番の眼目はここでしたので、ここの回答、当然あると思っていましたので、私が具体的に説明しなかったですけれども、その点をまず重ねてお聞きをしたということと、そして、勤務時間内に授業の準備ができている問題ですが、これは放課後というふうに言いましたが、勤務時間内の放課後でしょうかね。随分、いわゆる勤務時間過ぎてからも学校の校舎に灯りがついておりますので、それ、何をしているか分かりませんが、それと、もちろん長期休暇にいろんな、特に中学校では研究ということがありますが、授業の準備というのは日々のことだと思うんですね。今日の授業をした上で、明日、長期休暇中に考えていたことがそのままできるかどうかという、子どもの発達段階に応じた組み直しというのは要ると思うので、これをきちんとそういう時間にとれているのであれば、もちろん実態としてあるんですけれども、現場の生の声からすると、なかなか、いわゆる教師に定めた勤務時間の中でそれをやっていく、特に小学校は難しいんというふうにお伺いしていますので、少し余剰時間と呼んでいる標準授業時数を上回る時間、これがカットされておれば、そこでできるのではないかなというふうな考えもしておりました。

それから、労働基準法の問題は、私も学校現場にいたことありますので、難しいことは承知をしておりますが、しかし、今言われたような、いろんな支援員の先生が入ってくださったり、そうする中で、大事な食育である学校給食であるとか、掃除一緒にやること、それも

大事かと思いますが、少しそこを交代しながら、要は専科の先生、体育は入れるというお話もありましたけれども、そういう人たちが入ることによって、もう少し職場の中で工夫をすれば、教育長、振替って言いましたが、振替では労働基準法クリアしたことになりませんね。6時間以上の勤務の間に45分、60分ですかね、4時間以上が45分でしたかね。だから、その労働基準法を、例えば昼休みまでずっと続けてやって、放課後というか、放課後です、帰る前に、5時までの勤務時間だけれども、昼休みの休暇を4時に取ったんでは、これは、労働基準法違反はクリアできませんので、もちろん分かるんですけども、やっぱりそういうところからも一つ一つ改善をしていって、学校は特殊な職場だからと言って、見過ごしてはいけないというふうに思うのです。

その点も含めて、再答弁をお願いします。

○議長（岩本誠生さん）執行部答弁。

大西教育長。

○教育長（大西千之さん）答弁を申し上げます。

まず、時間数の問題ですが、現在100時間を超えている学校はありません。やはり授業時間数につきましては、それぞれ協議もしながら、例えば先ほど言いました長期休業中の緩やかなスタートとか、そういったことで、児童・生徒、そして学校の、何というか、環境整備につなげていくといったことで、授業時数につきましては、学期ごとにチェックもしながら、進めさせていただいているところです。

あと、議員おっしゃいましたように、授業の準備につきましては、基本的に前日にしておくということで、この休憩時間の取り方についても、今後、学校の現場と協議をしながら、何ていうますか、定められた休憩時間にとっていけるようなことに向けて、どういった改善ができているのか、現場とも協議をして、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）ありがとうございました。

実は、私が随分改善進んでいると思ったのは、この間、本山小学校の校長先生とお話をする機会もありまして、来年度は、いわゆる余剰時間ゼロにしましたというふうにお伺いしたので、きっとそういう、ただ、本山小学校のことしか知りませんので、全町的にどうなのかというふうにお伺いしましたが、これは、こういう問題を受けて、高知県全体、そして、この嶺北地域も、嶺北地域の教育長さん集まって、やっぱり改善していこうというふうな努力をされたということもお聞きしておりますので、引き続き、これは、教員の働き方改革は、結局は子どもたちの、学校の先生方は笑顔と言っておりますが、子どもたちの笑顔につながる問題です。校務の現場がそれを目指す、本山町役場の職員もそうですけれども、少ない中でも、学校現場へは先生方が本当に就職したくないというところになっておりますので、やはり先生方が生き生きと働くことによって、子どもたちも健やかに育つと、そういう好循環をつくっていくためにも、今後、努力を一緒にしていかなければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

次の課題へ、議長、移ります。

○議長（岩本誠生さん）どうぞ。

○4番（松繁美和さん）三つ目です。

三つ目は、環境保全条例を制定してはどうかという課題ですが、この間、気候変動対策、これが大変重要ということで、その一つの切り札が再生可能エネルギーの活用でございます。本山町におきましても、地球温暖化対策として、再生可能エネルギー活用が盛り込まれました。再生可能エネルギーは、脱炭素化につながる一方、自然環境への負荷も懸念がされております。

そこで、開発と自然保護等との、こうした調整が必要になってまいります。また、開発に関わる部分だけでなく、様々な環境に関することや、そして、本山町には本山町景観条例がございます。これは、本山町の美しい村連合、これに加入した、その頃につくられたんではないかというふうに承知しておりますが、環境保全条例、これをするによって、開発と、やっぱり守っていくことのどうしても相反することが出てきますので、そうした場合にこういう保全条例が、しておくことが備えとして大事ではないかというふうに思っておりますので、それについてのお考えをまずお聞かせください。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）松繁議員の環境保全条例の制定についてのご質問にお答えをします。

議員ご指摘のとおり、自然や生活、景観などの環境保全と開発行為の調和を図るということは、一面的には相反するということも生じる、難しい課題にもなっているというふうに考えます。

気候変動の影響などによりまして、豪雨災害等が頻発する中で、化石燃料を削減して、再生可能エネルギーへの導入などによる脱炭素の取組などが今進んでおりますけれども、地球温暖化防止に対しては多くの人々が賛同されると思います。一方で、そのことにより、安心・安全、健康で文化的な生活が脅かされるようでは、またこれは本末転倒でもあるとも私は思います。

こうした点を踏まえまして、行政と事業者、町民の皆様の責務を明らかにし、それぞれの役割を果たし、環境保全と環境の創造に取り組むための環境保全条例の制定というのは、そういう面で意義のあるものではないかというふうに考えます。この条例は、それぞれ制約もかかることもございます。制定することが目的ではございませんので、条例を制定する、その意義とか、運用、手続とか、これは深く理解をしておかないと、運用がうまくできないというふうに私は思いますので、条例制定については、私は研究をしたいというふうに思いますし、担当課のほうに研究をするようには指示をしたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）ぜひ研究をしていきたい、町長は研究したい、町がやるだけではなくて、住民の皆さんと一緒につくっていくとか、私は、やっぱり町長も言われましたが、条例は制定することだけが目的ではないと言いましたが、どういう条例をつくっていくのか

ということは、この町の在り方を考えていくことにもつながるというふうに考えておりますので、ちょっと例えばを聞いてください。

特に近年、陸上風力発電の開発が拡大をしております。しかし、風車は山地の畝筋にも多く設置されることから、各地で自然環境への影響も懸念。実際一部の開発では、環境負荷の大きな地域で計画されるなど、自然保護との両立が十分でないケースも散見されると。開発と保全の両立を実現していくには、適地選定や合意形成の実施と、これらの対策、さらなる深掘りに向けた議論が必要なんです。風力ではそれ。

そして、動物多様性の問題ですね。2022年には、国連生物多様性条約会議（COP15）において、新たな国際目標が定められております。2030年までに陸と海の少なくとも30%保護区にしていくとか、そういった世界の取組と、そして、じゃ、本山町で、私は、さきに再生可能エネルギー、温暖化対策が今年この3月議会に提案をされておりますけれども、そのことをどう進めていくかという上でも、同時にこの保護条例が要るんじゃないかというふうに考えたわけです。あの中にも随分開発のことが出ていますので、そんなことを考えると、研究をするというよりは、むしろ、この後提起をされると思いますが、この本山町の温暖化対策ですね、来年度は推進体制をこういうメンバーでやるという示されたものにもメンバーの役職は出ておりますが、そして、示されたものは、全員協議会でも副町長言われましたが、十分完全なものではない、これから住民の皆さんと一緒に、つくっていきいたいと言われました。あれをつくるときにはどうしても自然保護、環境保護との関係が出てくると思うんですね。だから、私はセットで考えていく必要があるというふうに思いますが、このセットで考えるということについて、再答弁をお願いします。

○議長（岩本誠生さん）暫時休憩します。

休憩 9：38

再開 9：44

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

今回議会へ提案しております本山町再エネ導入ロードマップの本山町地域温暖化対策実行計画、これは、その推進体制において、推進委員会ですか、で、この進捗等も確認をしながら、この計画を推進していくということになっております。当然この再エネの導入と、それから、一方で開発行為が妥当かどうかということなんかについても、この計画の推進の中で論議されていくということになります。

先ほどご指摘いただいた環境保全条例がこの再エネ導入ロードマップ、この計画ですね、実行計画とどういうふうに関わりを持って、開発と環境保全ということを両立させていく

と、調和を図っていくということについては、この推進委員会の皆様にも論議をしていただきたいと思いますし、それに基づいた環境保全条例の制定については、今後、制定について研究をしていきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん） 4 番、松繁美和さん。

○4 番（松繁美和さん） ありがとうございます。

それで、その論議の推進委員体制、役職が書いてあって、そして、住民の皆さんも公募方式で委員を務めることになっておりますが、ここの枠をできるだけ、1 名とか2 名ではなくて、もうちょっと増やしてもらったほうが、本山町の将来を考える計画ですので、その点よろしく願いをします。

そして、大いに住民も勉強しながら、そして、計画を立てる職員のほうも勉強しながら、一緒につくっていったらと思います。

議長、次の課題へ。

○議長（岩本誠生さん） 次へ進んでください。

○4 番（松繁美和さん） 四つ目、最後になります。

男女共同参画の策定についてです。

この通告用紙には、この間、私が 2022 年 9 月議会から、たびたびこの問題を取り上げ、今後の検討課題とするという答弁があったというようなことを繰り返し書いてありまして、そして、共に考えるという、男女と書いて、ともにと読む、本山男女（ともに）輝く 21 世紀プラン、これは生きているんだと、これで、この中で推進していくというふうに町長おっしゃいましたが、しかし、具体的にそれがどうなのと聞いたら、ほぼ県の出されたものを少し啓発的に出している程度のような回答であったと思います。さらに推進をしていくというようなことを、答弁をいただいてまいりましたが、制定後、今年 20 年になりました。言い始めは 17 年、18 年言うていましたが、20 年になりました。四たびお伺いをいたします。計画の見直しの具体化について、どうでしょうか。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） すみません、4 番、松繁議員の一般質問にお答えいたします。

男女共同参画計画の策定についてご質問をいただきました。

議員言われましたとおり、2022 年 9 月議会から始まりまして、過去に 3 度の質問を受けております。4 度問うということで、非常にそういうことでは重たいなというふうに私も考えております。

男女共同参画社会とは、今、男女共同参画社会基本法ですか、に、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会というふうに位置づけをされております。

それで、その中で基本理念として 5 本の柱がありまして、男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活

動と他の活動の両立、そして国際的協調というふうに5本の柱、基本理念が示されております。そういった中で、行政、国や地方自治体ですね、それから国民、住民・町民ですね、それぞれが果たすべき役割を定められてきたところでございます。議員ご指摘のとおり、各種委員会などにつきましては、先ほどの環境保全条例でもちよつとご指摘を受けましたけれども、各種委員会などにつきましては、その都度、公募の枠の設定や、これは女性、男性というふうに捉えるのはどうかと思いますけれども、女性委員が少ないというご指摘を受けてまいりましたので、女性委員の増について、委員会を設置する場合には、公募、それから女性委員についても配慮ということで指示をしてきたところでございますけれども、ご指摘のとおり十分な対応ができていないということは、これは、本当に引き続き対応してまいりたいと考えております。

男女共同参画計画の策定につきましては、再三にわたりましてご質問を受けてまいりました。当然、先ほど指摘がございましたけれども、約20年前に策定した本山男女（とも）に輝く21世紀プランというものが、これは私は生きているとは思いますが、ご指摘のとおり、策定後20年が経過しておりますので、社会情勢や住民の皆様の意識なども大きく変化をしてきておるということは、私は実感しております。

現在、高知県では、令和3年度から令和7年度の男女共同参画計画・女性活躍推進計画について、次期の計画を今、次期は令和8年度から5年間の計画というふうに聞いておりますけれども、令和7年度に策定に向けて取り組んでおるというふうに聞いております。本町も、県の計画なども参考にしながら、県の計画と並行して、具体的な検討を私は進めてまいりたいというふうに思っておりますし、そのように担当課のほうには指示をしていきたいというふうに思っております。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）ありがとうございました。

初めて具体的な答弁だったというふうに思います。

ただ、町長がいろんな町の計画、策定していくとかいうことにもこの理念を生かす、あるいは男女の数も検討する、公募枠も検討すると言われておりますが、しかし、実際、私、今回これをもう一回どうしても出さなきゃいかんと思うたのは、先だって出された、この3月議会で出されました人口減対策のメニューです。これは、これで決まっていくんでしょうけれども、何ていうか、年齢を区切る、これは、子どもを産むことができる世代への支援にしかかっていないという、34歳以下の移住者、34歳以下の転職者、34歳以下の、同窓会しても21歳から34歳までとか、その中に男女がいて、そして、独身者や県外の方がおらんといかんとか、いかにも産めよ、増やせよという、そんなつもりはないと思うんですが、こういったことを平気でというか、つくって、ああ、これいいだろうということに、これ、人権感覚の欠如だというふうに思うんです。

以前のこの男女共同参画、私があまりにも男女、男女と言うので、女性問題のようにとらわれていたらいけませんけれども、住民生活課長がこれは人権問題やと、人権の課題として、

整理をしていく、考えていく必要があると。今、同性婚や多様な性、そして、結婚をしないことや、そして、子どもをどれだけ産むかというのも個人の決定が大事だという、これは町長も常日頃から言っておりますが、そういった下において、こういった計画が出てくるということに、私は、職員の中に、あるいはこれは地方創生の流れが一つ、手挙げ方式で頑張るところには金をやるというところに結びついている、そこから来ていると思うので、本山町の職員に人権感覚がないとは言いませんが、若干欠如しているところがあるというふうにしか思えないんです。ですので、幾ら町長が、この男女（とも）に生きる21世紀プランが生きている、これに基づいていろんな計画をやっているといっても、出てくる計画がこれなら、何なのというふうに思います。

ただ、今回、いろんな計画出の中で、子ども・子育て支援計画ですね、本山、これには、仕事と家庭の両立支援の推進の項にこういうふうに記述がございます。本山男女（とも）に輝く21世紀プランと連携を図り、男女共同参画を推進していますと。現在の状況を書いた上で今後の方向性、計画の見直しを図りながら、引き続き男女共に仕事と子育てを両立できる社会の実現に向け、男女共同の推進に取り組みますというふうに子ども・子育て支援計画では、既にこれが先取りして書かれております。そのことも考えると、7年度に研究ということですが、もう7年度には、これ、お金の問題がどうなのか分かりませんが、要するにいろんな計画をつくる時にコンサルに委託をして、いろんな実態調査をするので金がかかるように思っています。金がそんなにかからん方法で男女共同参画計画を立てたらどうでしょうか。再答お願いします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 地方創生についても、石破総理が苦言を呈していましたが、コンサルでどこを切っても同じような計画というような話を私聞いたような気がしますが、やはり自分のところの計画は自分のところでつくと。まず、本山町の基本となる振興計画は、職員でつくり上げて、職場へ持ち帰り、プロジェクトチームでたたき、職場へ持ち帰りという、それを繰り返して、進行計画は手づくりをしてきたという手法を本山町は今まで取ってきておりました。ただ、最近の計画策定については、非常にコンサル頼みになっておるということは、もう否めないというふうに思います。

この男女共同参画計画について、どのような策定方法で進めていくのかということについては、これは、私とここで今、具体的な案を持っておるわけではございませんけれども、自分たちの力で策定するということを進めることも非常に重要だというふうに私も思いますので、それは少し、トップダウンでこうせい、ああせいという話にはなりませんので、いろんなところで協議をしてみたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん） 4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん） ありがとうございます。

トップダウンでやるべきではない、一緒につくるという、この議場の理念、そのとおりだというふうに思いますけれども、ただ、職員が人権感覚や、あるいは地方自治や憲法の理念

を逸しているようなときには、少し、もうちょっと強い指導、あるいは職員研修も必要かと思えます。過去に職員の研修については、労働者側と両方から委員を出して、お互いに研修をすることをしている、その方法を取っているので、自分のほうから、あれをせい、これをせよということはしないと言いましたが、地方自治を担っていく職員が何を大事にしなければいけないかということについては、町長が一回は講義をしたらいいかというふうに思っております。

今後の課題にさせていただきまして、議長、私、これで一般質問を終わります。

○議長（岩本誠生さん）これをもって、4番、松繁美和さんの一般質問を終わります。

それでは、ここで10分間休憩します。

休憩 10：00

再開 10：10

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さんの一般質問を許します。

9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）議長のお許しを得ましたので、9番、澤田康雄、一般質問を行います。

今回も4項目を通告しております。農業問題、支障木の伐採、河川の整備について、観光の推進について、有害鳥獣対策について、4項目を通告しておりますが、それでは、農業問題について質問をしていきます。

農家の高齢化等で担い手不足、耕作放棄地が増えることが大変心配されておりますが、新規就農者、親元就農者の最近の状況ということですが、昨日、同僚議員が新規就農者の件につきましては質問がありまして、答弁がありました。夫婦1組と単身の方1組の2組が新規就農したということでの答弁がありましたが、新規就農制度、農業基盤法に基づく認定新規就農制度がありまして、新規就農者に対しては月12万5,000円、年間で150万円の補助がありますが、その反面、親元就農支援金として、全国では一律でなく、市町村や都道府県が実施するもので、内容、要件は地域によって様々とあります。交付金額や交付方法も毎月交付や年1回交付などのパターンがあるとありますが、親元就農とは、親または親族、知人が営む農業を承継する農業。就農準備に必要なもの、農地、機械、施設のほか、技術のノウハウ、次世代に向けた支援も用意されているとありますが、本町の親元就農に対する制度をまずお聞きします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）9番、澤田議員の一般質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、農業従事者の高齢化や後継者、担い手などの不足、そして鳥獣被害等によりまして、耕作放棄地の増加が懸念をされてきております。

本町では、町単独事業での営農継続支援事業等を実施しておりますし、来年度からは堆肥の活用の推進なども行うということで、農家を支援するとともに、耕作放棄地を少しでも防いでいきたいというふうに取り組んでいるところでございます。

一方で、守る農地と、条件不利な守れない農地が出てくるということも、これも否めないというふうに思います。そうしたさび分けは必要になってくるというふうに感じておるところでございます。付加価値のある、所得につながる農業や作業の効率化や基盤整備などを進めて、後継者や新規就農者などの担い手確保に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今、ご質問いただきました具体的な内容につきましては、担当課長のほうより答弁をいたします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）9番、澤田康雄議員のご質問に対しまして、町長の補足答弁をさせていただきますと思います。

先ほど議員のご指摘がありましたとおり、現在、夫婦型で1組、町外から移住して営農されている方が1名の計3名が新規就農として、現在、町内で取り組んでおられます。また、現在、指導農業士の下で農業研修のほうに入っておる新規就農予定者のほうが2名いるという現状となっております。それぞれ合計5名の方は、親元就農という形ではなしに、新たに農業にチャレンジする方々ばかりでございますので、令和7年度予算のほうにも組みさせていただきますが、次世代人材投資事業でありますとか、新規就農研修支援事業、国・県の支援制度を活用して、その事業を利用しながら、町のほうもサポートしていく計画となっております。

なお、議員のほうから親元就農者に対する町の支援の対応はという問いでございましたが、親元就農の場合もこれまでの本町のケースで言いますと、親と違う新たな品目で、農業の展開する場合は、一応国・県の補助制度の対象になるということで、この制度設計のほうで新たな農業にチャレンジする際の初期投資の部分が非常に大きいということで、その部分を支える制度設計がされておるということで、一定、新たにチャレンジする方は、そういう国・県の支援があるということで、親元就農で、親からそのまま農業経営を引き継いだ場合は、そのあたりが農業機械等も親からそのまま引き継ぐ場合には、支援がないということで、その辺の、町としても独自のそういう支援策がなかなか展開ができていない状況であります。

そのあたりも非常に、現状、国や県の有利な制度を活用しながら、農業支援する財源的な裏づけがないとなかなか難しいというところもありますので、ちょっとそういう形で、現在

のところ運用しておるところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん）今のも説明ちょっと分かりにくいんですが、昨年も議会としまして、南部地区へ意見交換会に行ったときも、地元の人から親元就農制度の拡充を求める声があったんですが、やはり町長も言われましたように、これからの担い手不足、耕作放棄地が増える、このままでは増えていくことになっていきます。町としても、新規就農者は国の制度があつて拡充されておりますが、独自に、先ほど言ったように、親元就農制度は各市町村によってやられておるということで、本山町は、全然そういう親元就農制度に対しては支援ということはないのか、これからもやっていかないかということをお聞きます。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）お答えをさせていただきたいと思います。

現状、先ほど説明しましたとおり、親元就農に際しての、町独自の施策が本町はないという現状でございますが、今後におきましては、どうしていくか、今後の検討課題としては受け止めておるところであります。親元から農業の資源を承継をした上で、例えではありますが、次の展開で規模拡大するとか、いろいろ次の展開がある場合には、やはりある一定の支援制度等も必要性が出てくると思います。そういうところには、一定、国・県の補助事業がない場合は、町の支援ということも考えていかななくてはならないと思います。そういう面では、営農継続の総合支援事業というものを町単独事業で、現在、事業を展開しておりますので、そのあたりの事業の拡充も含めて、慎重に検討していきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん）先ほど言ったように、そういう大変、地元の意見もありますので、例えば都会のほうから60歳前後で帰ってきた人なんかにも、やはり親が高齢化になっていく場合は、親の跡を引き続き、しかしなかなかすぐに農業をするということも大変で、経済的な、機械とか、そういうことも大変な状態と思うんですが、ぜひ本山町としても親元就農に対する支援をこれから考えていただいて、何とかその制度をつくるように求めていきたいと考えます。

それでは次に、2項目めの、地域農業を守り、農地を次世代に引き継ぐ目的で、本町では地域計画の策定を進めておりますが、詳しい説明をお願いいたします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）澤田議員のご質問に対しまして、答弁をいたします。

地域計画の策定という問いでございますが、この制度につきましては、令和5年度の農業経営基盤強化法の改正を受けまして、地域の課題解決に向けた将来の在り方を、各地域で話し合いを通じて、将来展望を計画していくということで作業を進めてまいりました。令和7年度からは、この地域計画を軸とした各種対策が動き出すこととなっております。

これまで実施しました集落座談会の中で出た主な意見といたしましては、農家の高齢化

が進行したことを背景に、農地の受け手確保や、農地の集約化基盤整備の対応、有害鳥獣の被害対策など、様々な課題が出されております。そのような課題に対しましては、JAや県農業改良普及所等の関係機関との連携を図りながら、課題解決に向けた必要な施策を地域計画の中でも盛り込みまして、目指すべき方向性や、将来の農地利用のあるべき姿を明確化するため、目標地図の作成も進めております。

また、これまで事業を展開しておりました中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等の国の事業につきましても、目標地図の中に対象の農地を位置づけることが条件となりましたので、10年後を見据えて、1筆ごとの将来の農地管理の意向を目標地図のほうに反映させたところであります。なお、地域計画及び目標地図につきましても、随時の改定ができるということになっておりますので、地域の実情に応じまして、定期的な見直し、更新を図っていく計画であります。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）下津野地区で、ちょっと話を聞いたんですが、10年後の将来、自分で作れるのか、作れないのかとか、誰かに貸して作ってもらおうとか、そういう色分けをして地図を作っておるということですが、今、各地区でやっておると思うんですが、進捗状況とか、10年後といいますと、もうそれこそ、このまま高齢化を進みますと、大変担い手も高齢化でおらなくなり、やはり農地の集約化なども必要とされますが、そういうところの町としての考え、またこれからの進め方をどう考えておるのかお聞きします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）答弁させていただきます。

議員、ご指摘のとおりでございますが、10年先を見通した場合の農地管理という点で、地域の方々に問いますと、10年先はもう生きちゅうかどうか分かんので、とても責任は持てんというような、やはり話が多く出てきました。そういう中では、やはりちょうど中山間直払いの6期対策、これが令和7年度から5か年が、また対策が進められますので、当面は中山間の5か年の中で守るか、守る必要がある農地と、もう今回でちょっと外す農地のさび分け、線引きのほうをさせていただきまして、一定その中では、高齢者の農家の方は、農地として管理は難しいけれども、地域の中の連携協力によって、守っていくというような話も出てきておりまして、ほぼほぼ第5期対策から大きく面積が減らすことなく、中山間の直払いでの交付金を活用しながら、農地を守っていくというような意向で、現在、目標地図のほうにも位置づけをさせていただいております。

先ほども言いましたとおり、やはり途中でいろんな状況等の変化があると思いますので、その部分につきましても、毎年見直し等もしながら、その場合、担い手農家の確保というところがちょっと課題となっておりますけれども、地域の中でできる限り集落営農等の対応で守っていけるように、行政としてもサポートしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） 分かりましたが、何回も言いますが、高齢化が進みまして、10 年先は僕らもおらんと思うんですが、それこそ先ほど言いましたように、新規就農者とか、親元就農者の対策も拡充して、やはり担い手の確保がこれから大事だと思います。そういう関係で、農地の集約化とか、整備できるところは基盤整備をして効率化を上げ、そういう形で進めていかないと、なかなか新たな就農に対する希望も持てないという気持ちを持つ方もおるかと思いますので、ぜひそういういろいろ制度を拡充しながら、農業に魅力が持てる、農業をやってみたいという人を増やすような、やっぱり政策、対策をこれからもやっていただきたいと思います。

次に、3 項目めの、堆肥センターの進捗状況、また畜産農家の支援、堆肥の販売、作業員等の計画ということで、これも昨日、同僚議員の進捗状況は答弁がありまして、予定どおり進んでいるということですが、昨年の計画では、夏頃から試運転を始め、秋頃から本格的な稼働ということで話が合ったように思うんですが、そのように理解してよろしいでしょうか。お聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） お答えをさせていただきます。

この本山町堆肥センターの事業の運営につきましては、JA 高知県のほうが運営主体となりますので、今後 4 月以降再稼働に向けまして、施設の運用に向けたいろんな対応が出てくるところであります。なお、この稲作に、また土作りの中で、この堆肥を活用するというのが、今のところメインの活用方法として捉えておりまして、今年の秋の稲刈りが終わった後から、この生産されたペレット堆肥を農地へ戻すということで本格化していくということで、11 月以降、本格的にペレット堆肥を稲作農家が利用していくという想定で考えておりますので、当面はそれに向けた試作品の関係とか、この肥料のほう、成分分析等もして肥料登録とか、そういうような手続も出てくると思いますので、JA のほうでそのような対応して、秋には万全の体制で肥料が出せる状況を目指していくということになっております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） 分かりました。

それで、畜産家への支援として、ふん尿のトン当たり 500 円の補助とか、たしか予算に提案されておると思うんですが、その畜産家のふん尿の搬入に対しては、畜産家の方とか、契約とかするような形でやるのか、持ってきてくれた人をそのままやっていくのか、そういうところの計画をまずお聞きしますが。

それから、堆肥の販売計画というか、30 アール以上の認定農家の方には、そういうこともあるという話もあったんですが、どこで販売するのか、販売計画、それから、例えば、堆肥センターの作業員というか、従業員の関係とか、そういうところをどういうふうに進めていくのか、具体的にお聞きしたいんですが。また年間の何トンぐらいの堆肥を生産を予定さ

れておるのか、分かればお聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁させていただきます。

今後の事業展開ということにつきましては、4月以降の再稼働に向けましては、事業者のJ A高知県のほうへ行って、準備作業に入っていく段階ということで、現時点では先ほど議員がおっしゃったようなペレット堆肥の価格設定でありますとか、作業員の確保等のめどや情報については、町のほうにはまだ示されておられません。J Aのほうで現在、慎重な検討を図って、4月以降に、一定、こうしていくという方向性が示されるものと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん） 9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん） J Aがということで分かりました。

次の2項目に移ります。

○議長（岩本誠生さん） はい、どうぞ。

○9番（澤田康雄さん） 2項目めの支障木の伐採、河川の整備についてお聞きをします。

景観保全予算が、環境譲与税で毎年750万円ぐらい今までは予算化されて、今年はたしか1,000万円の予算に増額されておると思うんですが、支障木の要望の状況、また実施状態をまずお聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 9番、澤田康雄議員のご質問に対しまして、答弁をいたします。

本山町美しい村景観保全事業につきましては、町道など、生活道の通行に支障となる樹木や本山町景観計画区域内に自然環境を阻害するものなど、安全な生活環境の保全及び景観保全のため、支障となる樹木等の伐採、除去を行う森林景観保全事業といたしまして、町内各地で展開をしております。

なお、本事業の要望申請につきましては、各地区長により申込みを行っていただいております。令和6年度の要望の状況であります。計11件の申込みがありまして、現在8か所で作業が終了しております。なお、残りの3か所につきましては、1件は12月に作業を発注し、3月中の完了予定であります。その他の2件は、3月に要望を受けたばかりでありまして、今後の作業に向けた調整中であります。また、過年度より継続中の要望箇所が3か所ほどございまして、その箇所につきましては作業範囲が広範囲であったため、ブロック分けをして数年をかけて作業を行っている場所もございます。

なお、作業を行っております本山町森林組合のほうのマンパワー不足等の影響もございまして、お待たせをしております箇所もございますが、本年度は例年より多くの作業を実行することができており、補正予算を含めまして、1,400、100万円の委託料で作業を実施をしております。本事業は継続事業ということで、令和7年につきましても、森林組合と協議をいたしまして、当初段階の中では1,000万円の委託料を計上しておりますが、ま

た、要望等の状況を踏まえて、追加予算、補正のほうも検討していく考えであります。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） 現状分かりました。

それで、次に、雁山の南側になりますが、これは僕も部長に要望を出したと思っておるんですが、それからアウトドアヴィレッジのほうからも要望があるかと思うんですが、雁山の南側の下の河原辺りの見えるところがずんずん、ツバキとかシイの木が太ってきて、景観が悪くなっております。あそこは、雁山は結構登山、ハイキングのコースになっており、結構お客さんも来ておりますが、これ以上放っておきますと川も見られなくなる状態になりますので要望もしておるんですが、それと南山、これも何回か質問したんですが、南山の町有林とか、城山付近の景観ですが、そのこのところの整備の計画をお聞きます。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁をさせていただきます。

現在、なないろの森推進委員会におきまして、城山の森のほうにつきましては、童心の森との位置づけで、その整備計画の策定を進めておりまして、令和7年度より本山町の南山町有林を中心に計画的に森林整備を進めていくこととしております。この部分については、令和6年度から計画づくりに入っておりますので、令和7年度以降、計画的に整備するということが方向づけされております。

なお、雁山南側の町有林を含む民有林も入った区域だと思いますが、ちょっと具体的なまだ話は、担当課のほうには降りてきておりませんので、また今後、地区の関係者とも話し合いもしながら、必要に応じて城山と同様の整備計画からまず検討していかなければならないと思いますので、ちょっとまたそのあたりは話を伺って対応を考えていきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） 城山の南側は、モンベルの方が町にも要望をしておりますという話を聞いたんですが、また確認をお願いいたします。

それと町長は施政方針で、城山の整備計画を策定と発表がありましたが、城山の森整備計画の詳しい説明をできたらお願いします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） ただいま、まちづくり推進課の課長のほうでお答えしましたけれども、今、いわゆる森林・林業ビジョンに基づいて七つの取組を進めておりますけれども、その中に童心の森というのは、子どもたちが山に入ってもクワガタがいたりとか、そういった森です。森で遊べるという表現が正しいのでしょうか。そういったことにつながるような森づくりをしていきたいと。里山という住宅に近い山については、そういった、町有林でございまして、一定の面積がございまして、その町有林をそういった植林から樹種転換をしていきたいというふうに考えておるところでございまして、なないろの森推進委員会に

その計画を策定してほしいということで、令和6年度からその計画の策定について取組をしております。

これは一定、計画的に進めないと駄目だと思っていまして、10ヘクタール以上を一気に切って、一気に植種替えというのはなかなか難しいと思いますし、それから南山周辺は安全性の問題もありますので、そういったものも確認しながら、順次、樹種転換とか、安全性に配慮した森管理ということの計画を策定して、下刈りも含めれば、10年とかいうスパンで、整備も必要でございましょうし、森として形になっていくのは、それはもう30年、50年、ましてや100年という時間がかかる。森づくりというのはそういうものだろうと私は捉えておりますけれども。

今、その計画については、やってみよう。50年、100年後に住民の皆様が評価はしてくれるので、どうしてこんなにしたんやろうというふうに怒られる場合もあるでしょうし、こんな広葉樹とか、山桜とか、そういうのを植えてもらって、子どもたちが山へ入って遊ぶスペースがあるというふうに評価されるのか、それは本当にすごい将来のことになると思いますけれども、そのの一步目をまず記さないと森づくりは進みませんので、その森づくりを進めていこうということで、今、計画策定をしてもらっているところでございます。

計画ができれば、順次、一気に、先ほどを繰り返しますけれども、いっぺんに伐採して、いっぺんに植種替えというのはなかなか乱暴ですので、順次計画的に作業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）50年、100年という計画のような話もありましたが、1年、2年ですぐできることもあると思います。僕もようあそこへ登ったりするんですが、シャクナゲもずっと前に植えております。去年は結構花も咲いておりましたが、その中で、次の木が大きくなって、シャクナゲが枯れているところも何か所かありますし、そういう保安林の関係もあると思うんですが、そういうところの間伐なんかしたら、やっぱりシャクナゲにもええ状況になると思うんです。

それから、あれからずっと遊歩道がありますが、あそこなんかもそれこそハイキングコースで、家族連れで城山に登ったり、城山から若宮公園の上へ行く道もありますので、あの道なんかももうちょっと少しかれいにして進めたらええかと思います。

僕もいつも言うんですが、今、北山ではずっと伐採をしまして、今年も大瀬地区へ桜を60本植えたんですが、去年60本で、今年120本。それと峰ヶ平地区も宝くじの関係で100本いただきまして、峰ヶ平の松島から見える斜面へ100本植えました。シダレザクラを70本とヤマザクラを30本植えて、来年も100本頼もうかという計画をしておるんですが、やはり桜の町本山ですので、この南山北斜面、南斜面を桜とか、ハナモモで、これから長い年月もかかると思うんですが、そういうところで、またそういう計画も進めていただきたいと思います。

樹種転換ということですが、桜とかハナモモ、いろいろ考えておると思うのですが、今言

ったクヌギなんかも植えたらクワガタムシがよくクヌギは育ちますが、そういうところも子どもに対してはええかと思うんです。そういうところで、雁山の南側、南山の整備を何とか、少しでも早く進めていただきたいと思います。

次に、吉野川の河川敷の整備が、沈下橋から下流のほうへ進めておりますが、どこまでの範囲で進めていくのか。今、重機でも、結構ヨシをのけておりますが、また吉野川をきれいにするのか、今の状態で下流までやっていくのか、またどこまでの範囲でやっていくのか。あの看板を見ましたら、工期は8月9日までとあるんですが、どこまでの範囲で計画されておるのかお聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん） 9番、澤田議員のご質問にお答えします。

まず、本工事につきましては、県工事となっております。その上でお聞きしたことを答弁とさせていただきます。

県土木の本山事務所の担当から、当初の想定の仕事範囲としては、ヨシの除去を沈下橋から河野ブロックの辺りまで、吉野川のふれあい広場の付近までを計画しております。その上で浚渫というものなのですが、浚渫を沈下橋から下流に300メートル向いて行う計画となっております。浚渫というのは、砂、砂利を取り除くという作業になります。

しかしながら、今されている除去作業なのですが、草の廃棄物や処分費が当初想定よりも増額するとも考えられているようで、浚渫の延長につきましては、除去費の金額次第で延長が短くなるということを聞いております。

なお、令和6年度、今やっている事業につきましては繰越しで、先ほど言いました工期までやると聞いております。その上で令和7年度についても同様の工事をするという聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん） 河野ブロックまでという話ですが、沈下橋から上も結構ヨシがいっぱいになっておりますが、結構、工期が8月までというたら長い、年度を越しますが、そういう予算になっちゃうかと思うんですが、またできたら沈下橋の上も要望しまして、やってもらいたいと思うんですが。それと、帰全山公園の対岸の遊歩道を、以前、副町長が答弁で、帰全山公園の対岸の遊歩道の実証でやりますという答弁があったんですが、その件はどうなっておるんですか、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん） お答えをいたします。

河川の遊歩道、それから今やっております嶺北中央病院下の浚渫工事につきましても、議会共々、高知県のほうに要望に行きまして、今回、その事業をやっていただいております。遊歩道につきましては、令和5年度だったと思いますけれども、旧長瀬スタンドがありました。そこの下から歩いての距離までは遊歩道整備、県のほうで伐採してございましたけれども、

予算の関係で全部の工事はできておりません。

今後、今年度の事業には先ほど確認していますと、入っていないということです、今後、また県のほうに強く要望もしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん） 沈下橋から上流の話がちょっとありましたので、こちらにつきましては今後要望していくという形で、事業的には下流域をまず済ませていく県工事と聞いております。上流域についても状況は把握しておりますので、その上で要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） 帰全山公園の対岸の遊歩道、これからまた頼むということですが、ちょっと耳にしたんですが、あの対岸の遊歩道は本山町さんがやりますと言うていたのに、本山町さんはやっていませんねという県の土木の方が言っていたような話も耳に入ってきたんですが、本山町さんがやりますよと言っていたのにやっていませんねという話をちょっと耳に入ったんですが、そのところ、ちょっと話が合わんような気もしますが、県のそのところをもう一回確認お願いします。

○議長（岩本誠生さん） それはうわさ話ということですか。それともある程度確実な情報ということですか。議長からちょっと聞いています。

○9 番（澤田康雄さん） 同僚議員が県の職員の方に聞いたそうです。

○議長（岩本誠生さん） そういうことですので、含めて答弁を。

高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん） お答えをいたします。

もう 2 年、3 年ぐらい前だと思いますけれども、高知県のほうに要望に行ったときに、遊歩道を今現在使えないので、何とか使えるように、通れるようにしてほしいと。あそこでは対岸にはアウトドアヴィレッジもあって、お客さんも多く来ており、活用したいという話をする中で、1 回は、町内の有志の者で集まって、そこを遊歩道にしようということを、1 回計画もしておりました。ですけれども、実際の現場に行ってみますと、思うた以上に生い茂っておって、これは一般の者ではなかなかできないということで、県のほうに要望いたしました。

そのときの話の中で、1 回きれいにしていただければ、その後は私たち、皆さん、町民で後々は管理をしていきたいという話をしました。そのことを澤田さんはお聞きになっておるんだというふうに思います。1 回はとにかく土木のほうで、工事を入れてやっていただければ、あとの管理については有志で、ボランティアでやっていきたいという話をしましたので、そのことだというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）これを町でボランティアでやるなら、ぜひそのボランティアをかけてやっていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）先ほども言いましたけれども、ボランティアでしょうと思いましたけれども、大変茂っておって、それは到底無理な状況がありましたので、1回は県のほうできれいにやってほしいという話です。その後の管理については、できる範囲、ボランティアでしたいということでもあります。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）失礼しました。

それでは、次の3項目めにまいります。

○議長（岩本誠生さん）どうぞ。

○9番（澤田康雄さん）失礼しました。

次に、3項目めの観光の推進についてお聞きします。

徳島県三好市は四国の市町村で一番面積が広く、また徳島県の市の中では人口が一番少ないそうですが、本町は吉野川の上流域であり、三好市は中流域に位置をしております。また、三好市、三野町出身の三好長慶は室町時代の後期に畿内全域を掌握した最初の天下人と言われております。

本町は戦国武将で土佐七雄の本山氏がありますが、またジオパークの地質の共通点もあります。本町には吉野川南側の棚田文化がありますが、逆に三好市では東祖谷地方は高低差約400メートルの急峻な地形で、水が張れないため、畑でソバやゴウシイモ、ジャガイモの一種が栽培され、畑文化がありますが、この吉野川流域の上流、中流域の関係もあり、観光面でも文化面でも三好市と交流、連携が必要と関係考えますが、町としてのお考えをお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）9番、澤田議員の観光の推進についてというご質問にお答えをしたいと思います。

今、ご紹介もありましたけれども、徳島県の三好市では、大歩危溪谷や祖谷地方において、今、インバウンドが非常に多く、インバウンドを含めて多くの観光客の方がおいでいるというふうに私も伺っております。

議員ご指摘のとおりで、広域観光の取組は本当に私は重要であるというふうに思っております。既にもう土佐れいほく観光協議会等でも連携してそういう取組を進めていこうというふうに協議が入っておりますけれども、本町といたしましてもそういった広域的な連携した観光についても、本町として一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）以前、同僚議員にもジオパークで連携をしたらどうかどうかとか、

また三好市に70万人のお客さんを本町へと取り込むべきではという、同僚議員の質問もありましたが、また四国直轄吉野川・重信川砂防事業促進期成同盟会が毎年大豊町で開かれておりますが、吉野川領域では嶺北4町村、いの町、三好市、重信川流域では、愛媛県の東温市が参加をして、毎年大豊町で会議を開き交流をされておりますが、やはり、今、言われましたように吉野川流域、重信川の首長さん、それから議長さん、また議員、また関係職員の方も来て交流もあります。そういうところでも交流をしながら、そういう話も町長同士とか、議員同士でも話も、もしくはできるかと思うんですが、どうでしょうか。そういう、町長、考えはないんでしょうか。お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）そういった機会も含めまして、連携できることがあれば連携していきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）町長、ただ連携していきたいでは何か物足りませんが、やはりもうちょっと踏み込んだ、町長ですから、町としてのもう少し具体的な話はできませんでしょうか。お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）踏み込んだというところでございますけれども、今、広域観光という捉え方では、土佐れいほく観光協議会などももう既にそういった連携をしていくということで、当然、本山町もその一員でございますけれども、あわせて、本山町としても一緒にその取組を進めてまいりたいというふうに思います。

今、本町の観光事業ということでは、やはり限られた職員の中で、兼務をしながら観光をやっておりますので、少し観光に対する取組の指摘もいろいろございます、いただいております。今後、民間のそういった活力なんかも、今、総務省なんかでそういった事業もありますけれども、そういったことなんかも考え合わせて、人材確保も含めて取組を進めていきたいというふうに考えておりまして、実際そのような検討を、今、入っておりますので、そういう中で展開をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）よろしく取り組んでいただきたいと思います。

次に、2項目めですが、本町には、最近、サイクルショップが開店をしておりますが、今、都市部では子どもたちの遊び方の変化があると聞いております。順位を争うのではなく、遊ぶとか、楽しむ。そういうスケートボードとか、自転車、スポーツクライミングなどが人気が増えておるそうですが、これはちょっとネットで見たんですが、高知県では地元の高校生などの署名を受け、県が須崎市にスポーツ推進交付金を交付する新年度予算に8,625万円、敷地面積が5,800平米で、中四国最大の規模になる、初心者も利用できる、そういうアーバンスポーツ施設が予定されておるそうです。

今年4月に着工で、来年4月のオープンということで、地域活性化や若者の定住につなげ

る考えとあり、大変びっくりしたんですが、こういう、今、アーバンスポーツが結構はやっております。それで、僕聞いた話では、宿毛市のほうでもマウンテンバイクの大会がここ2年ぐらい開かれまして、宿毛市がちょっとおいしく考えて、もう毎年誘致をしておるそうですが、今年も先月ありまして、70人ぐらいの参加が全国からあったそうです。それで、大会は日曜日にやりますが、県外の方は金曜日に来て金曜日、土曜日に泊まりまして、2泊まるということで70人ぐらいが、すごい経済効果もあると思うんですが、県内の方は土曜日に行って1泊で、そういうパターンになっておるそうです。

以前、大豊町のゆとりすとパークでも大会がありまして、そのときは100名ぐらい来まして、全てが大豊町では泊まれませんので、高知市のほうへ大分泊まったような話を聞いております。

それで、全国から宿毛市へ来ているそうですが、とにかく遠い。宿毛市は遠い。本山町から宿毛まで4時間かかるそうです、車で。それで県外の方もとにかく遠いけん嫌がっているという話も聞きます。話があったそうです、参加者から。それでの地元の人のお話を聞きますと、本町は高速からも本当近くて、最高の位置にあり、自然が豊かで本当に最高の場所で、競技をするというか、練習用としてのフィールドも最高のところがあるということで、以前に町にも相談をされたそうですが、本山町さんにも相談したんですが、本山町さんは全然動いてくれまへんという話を聞きましたが、町として今あるそういう、このスポーツの関係で、昨日の同僚議員にもあったんですが、帰全山公園は公園機能があるということで無理ということですが、あそこの遊歩道はもうキッズコースでは最高のコースだそうです。県立公園ということで無理と思うんですが、関係者の話では、田井山からの大石へ来る赤線の道がもう最高のコースで、下には運動公園があり、あそこに駐車場ができますので、最高のコースと、そういう話もしておりましたが、ぜひ本山町もそういう専門家の方とも連携をしながら、そういう取組も大事かと思うんですが、町長の所見をお聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁をさせていただきます。

本町が持ちますこの地域資源でありますとか、四国内外からアクセスのよいという条件を活用し、また自転車人気も、昨今、非常に盛り上がっておるということで、そういうことから、アーバンスポーツ等の今後の対応というご指摘につきましては、観光資源の有効活用面からも非常に興味深い話であると思います。

公園自体に設置するということでは、なかなかその他の利用客との安全確保の面から難しいという話、昨日もさせていただきましたが、それ以外、もっとスポーツ的な要素のマウンテンバイク等の取組につきましては、今後、話も伺いながら、どういうふうな対応ができるかということも、今後の検討課題とはしていけるんじゃないかというふうには考えておるところでありますので、先ほど田井山から大石の向けた、そういうような、非常に整ったところがあるという話も伺いましたので、また慎重に検討を図っていきたいというふうに思います。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） 大会をするコースはなかなか難しいと思うんですが、練習コースとしては、結構、何か所か本山町にはすごいフィールドがあるということを聞いております。ぜひよかったらまた話を進めてもらいたいと思います。

二、三日前にもちょっとお店へ伺ったんですが、以前、高知市でお店をやっていたんですが、本山へ店を構えて、高知の店は閉めているそうです。それで、以前、高知の店をやっていたときからも、岡山県とか大阪のほうからも何人かお客がおりまして、そのお客さんも、今、本山へ来てくれているそうです。それで、本山へ行きましたら、前のスタンド屋さんでガソリンを入れるとか、町内で食事を、昼のご飯は食べているそうですが、そういうところでもやっぱり交流人口というか、町内にも経済効果があります。

それで、ちょっと聞いたんですが、本山町では、店を利用する人がおりますかと聞いたんですが、メンテナンスで来てくれる人はおりますけれども、土佐町さんからは若者が 3 人来てくれておりますという話を聞きました。またこんな話は失礼ですが、そういう話が進みますと、やはり本山、土佐町さんも同じフィールドがあると思うんですので、先に取りれたら、またそういう心配もされますので、土佐町さんではそういう興味を持った若い人が、そういう 3 人ぐらいおるとい、お客さんもおるとい話を聞きました。

それと、またレンタルサイクルを今月から始めたそうです。例えば、清流館と連携をしたり、集落活動センターと連携もしたいという話もしておりましたが、東京の企業と契約をして、東京のほうから全国へレンタルの発信をしてもらっているそうです、今月から。それで今のところ、ぼつぼつ相談が来ているそうですが、そういうところも、電動アシストで棚田の散策なんかも、レンタルをして、そういう行事もやっていきたいという話もしておりましたので、ぜひまたそういう交流人口を保持する、また、経済効果もあると思いますので、ぜひそういう専門の方のお話も聞きながら、観光客増につけても大事だと思うんですが、町長というか、担当でも構いませんが、答弁ができればお願いします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 町内にもそういうサイクルを活用した取組に精通した方がおられるようでありますので、ぜひともお話も伺いながら、本山町でできる対応について模索をしていければというふうに考えます。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） ぜひまだそういう取組を考えてもらいたいと考えます。

次、4 項目に移ります。

○議長（岩本誠生さん） はい、どうぞ。

○9 番（澤田康雄さん） 最後の 4 項目めの有害鳥獣対策について、お聞きしますが、失礼しました。花まつりのシャクナゲが咲く時期に合わせて、モンベルフェアを開催したらどうかという、抜かっておりました。

これも毎年よく僕も質問するんですが、もうじきまた本山町花まつりが開催されると思うんですが、最近、モンベルさんもちっと観光客の分散という形で、ちっとと入場者数も減っている傾向と聞きますが、やはりシャクナゲが咲く時分、花まつりのお客さんも、最近、以前から言うたら少なくなっておりますが、どうでしょうか、花まつりのシャクナゲの咲く、オンツツジも同じ時期に咲きますが、そういう時期に合わせて、モンベルさんと連携をしながら、モンベルフェアも開催をするなどして、ちっとでも集客に努めるべきではないかと思うんですが、町の取組としては、お考えはないんでしょうか。お聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁をさせていただきます。

議員よりご指摘のありました花まつり期間中のモンベルフェアの開催ということでございますが、モンベルの持ちます集客力を活用した観光客の増加対策として大変有効であるというふうに考えておるところであります。直近では令和4年度に、本町のほうでモンベルフェアの開催がされました。大変規模は大きいイベントでございましたが、その際には多額の開催費用でありますとか、多くの人的資源が必要となっております。同程度のイベントにしましたら、非常にたくさんの、全国からの集客がありましたので、一定そういうところ、今後も考えていくべきだと思っております。

例えばではありますが、将来的に予定をされておりますアウトドアヴィレッジの設立10周年、そういう記念行事に合わせて開催するとか、そういうことで、町全体を盛り上げていくというようなことで開催する方向性などがあるんじゃないかというふうに思っております。

なお、花まつり期間中も、これ観光協会のほうと連携しながら取り組んでおりますが、ぜひともモンベル本店のほうとも連携を図りながら、フレンドフェアという形ではなかなか難しいとは思いますが、何らかの連携、相乗効果を図れるような取組を考えていきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん） よろしく取扱いをお願いします。

次の項をお願いします。

○議長（岩本誠生さん） どうぞ。

○9番（澤田康雄さん） 4項目めの有害鳥獣対策について。あまり時間ありませんが、質問します。

この件は、毎回、議会でも同僚議員が質問をされておりますが、有害鳥獣、特にサルの被害が大変増えておりまして、最近では田んぼの稲なんかも被害に遭っておりますが、また自分もそうですが、野菜もなかなか作れない状態です。大根もなんかもすぐかじられたり、引っ張っていかれるし、カボチャなんかも全部持っていかれますが、やはりサルの駆除対策が一番大事と思うんですが、なかなか猟友会の人に聞いてもサルは難しいという話も聞きま

す。

報奨金も3万円に上げるということですが、何とかのサル被害を減らすべき対策が必要と思うんですが、サルがもうすごく群れて、僕らも何回も見ますが、すごい小んまい子どもがおりますので、どんどん増えると思います。それで、もう里山へ来たら、家の近くへ来たらおいしいものがあるのをサルも知って、人がおつても、ちょっと人がおらん隙に、さっと食べていく、そんな状態です。

やはりそのサルに対して、駆除、おりも大事と思うんですが、そこで、例えば野菜のハウスのネットじゃないんですが、それを覆う金網とかビニールのネットを張らんと、サルは絶対、サルの野菜なんかを防ぐのは無理と思うんです。ただかぶせた場合はずっと引っ張っていきますので、何とかその覆う金網とかの補助を、町として考えてくれないかと質問するんですが、町として取組をお聞きます。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 9番、澤田康雄議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

議員ご指摘の項でございますが、サルによる農作物への被害、最近では水稻等の穀物への食害や水稻の倒伏等も発生しておるということで、多くの情報が寄せられておりまして、その被害も目立ってきております。

また、最近では、街中のほうでも地域住民がサルと遭遇したとの情報も寄せられておりまして、通行者への注意喚起や捕獲対策の工夫、強化が必要と感じております。

なお、農産物へのサル被害の対策といたしましては、金網、フェンス等で囲うことにつきましてのご提案がございました。有害鳥獣から被害を軽減する事業といたしまして、本町でも、野生鳥獣に強い県づくり事業費補助金、この事業、補助率が2分の1でございますが、本事業を実施して対策を講じておるところであります。

この補助対象メニューといたしましては、サル対策用といたしまして金網柵やワイヤーメッシュ柵、電気柵などが補助対象となっております。補助の要件等もございますけれども、また詳細につきましては、まちづくり推進課のほうでご相談いただければ、できる限り対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 9番、澤田康雄さん、11時40分までです。

○9番（澤田康雄さん） ぜひ、なかなか大きいハウスなんかの網といたら費用も大きくなると思うんですが、野菜畑の小さいハウスというか、そういう覆う金網をせんと、もうサルの被害からは絶対守れません状態です。何回も言いますが、カボチャもずっと取って抱えていくような状態ですので、それからは、言いました田んぼの被害、町長が一番知っていると思うんですが、北の東でも、2反か3反は、もう全滅になったとか、全然収穫もできなかったという話も聞きます。

また、大川村の同級生がおるんですが、田んぼを通ったけれども、サルにやられて、もう

田んぼはやめろかと思うと、そういう話も聞きました。もうこのままでは、やはり南部地区は今おらんのですが、もう北部地区では田んぼもなかなかつくれんような状態になっていくんでないかとすごい心配されます。サルもそういうことを知ってきましたので、稲も食べて、それはおいしいということを知ってきましたら、それはもう、田んぼへ網を張るわけには、すごい費用がかかりますので、本当にこれから田んぼの被害も心配されます、畑もそうです。

そういうところで、やはり、これからサルに対する集中的な被害対策を講じていかなければならないと考えますが、おりなんかもやっていると思うんですが、それと、鉄砲を持っている人が大変少なくなっております。また、よく聞くと、初期費用が30万円とか要るので、なかなか資格を取りたいと思っても費用が要るのでよう取らんとかという話も聞きますが、そういう鉄砲の、言うたら、補助をちょっと高めてやったら、鉄砲の保持者も増えるんじゃないかと思うんですが、町としてはどのようにお考えでしょうか。お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）答弁させていただきたいと思います。

現状では、新規に資格取得でありますとか、更新時に必要な更新料等の費用については全額町のほうが補助をさせていただいておることではあります、鉄砲やライフルそのもののへの補助というのはこれまで実施されていないところであります。なかなか、先ほど聞きますとかなり高額な費用が初期当初は要するというお話でありますので、ちょっと、実情等また調査させていただきながら今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）今の銃の保持者を増やして、やっぱりサルの被害から守ることが大事だと思うんです。以前、僕の友達が銃を持っております、けれども、なかなかサルは、カラスもそうですが、鉄砲を持っている人はもう知っているそうです。鉄砲を持っている車も知っているようで、もうすぐ逃げるそうですので、サルを撃つ場合でも、僕の友達も、クリを食べに来るのを隠れて待ってから撃って、何とか捕ったという話を聞きますが、サルが来たと思って鉄砲を持っていって、それは絶対無理ということで、なかなか対策が難しいところがありますが、やはり、そういう銃を持っている人なんかも、そういう待ち伏せをして撃つかせんと、追っかけてやってはなかなか無理だと思いますので、そういう知識とか、そういう対策なども必要と思うんですが、銃の所有に対しての補助の何かも考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）これにて、9番、澤田康雄さんの一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）続いて、2番、川村太志さんの一般質問を許します。

2 番、川村太志さん。

○2 番（川村太志さん）議長のお許しをいただきましたので、2 番、川村太志、一般質問をさせていただきます。

今回は、町長の政治姿勢について、さらなる情報発信について、I T リテラシー向上への取組について、以上 3 項目、事前に通告いたしております。よろしくお願いします。

まず、1 項目め、町長の政治姿勢についてです。4 点ほどお聞かせいただきます。

任期満了まで 1 年を切りましたが、町長就任からこれまでの 4 年間を振り返り、達成された成果と未解決の課題についてお聞きします。

特に、町民との対話を重視しているという姿勢は、町長の施策にどのように反映されてきたのでしょうか。対話の中で浮き彫りになった問題や課題に対してどのように対応してきたのか、また、その結果として本山町にどのような変化があったのかをお聞きします。

その一方で、未解決の課題についてはどのように今後取り組んでいく予定なのか、特に実行力の部分に関して、町長自身が感じる課題や不足している点があればお聞かせください。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）2 番、川村議員の一般質問にお答えしたいと思います。

生まれ育った本山町を誇りに思えるまちづくりに挑戦したいということで、町民の皆様と一緒にあって活力ある明るい本山町にという思いも持って町長に就任させていただいて 3 年が経過いたしました。

就任後、様々な課題にも直面しました。更新住宅事業、病院職員の給与の未払い問題、土佐本山橋の交差点改良や四季菜館と産業振興センターの活用など、そして、就任してから分かったことなども課題としてたくさんありました。また、この間はコロナ対応もございました。解決したこと、解決できなかったことがありますけれども、議会の皆様や町民の皆様にもご相談をしながら、一つ一つ解決方法を考えながら対応してきたところでございます。

まだまだ解決に至っていない課題もありますけれども、残された任期の中で取り組んでまいりたいというふうに思います。

また、職員に対しては、考える力、いわゆる想像力と、つくり出す力、これも創造力を発揮してほしいということで、職員の皆様には節目節目でその想像力と創造力、二つの想像力を発揮してほしいということをお願いしてきたところでございます。

そんな中でも、本山町では多くの若い後継者が頑張っていると、商工業だけでなく農林畜産業でも同様であると、異なる産業間の後継者による連携グループを立ち上げてということで、本山町を元気で楽しい町にしたいという思いを具体的に実現しますということで取り組んでまいりました。本山町の商工会の皆様や観光協会の皆さん、J A 本山町青壮年部の皆様や、アウトドアヴィレッジの関係者、そして集落活動センター、汗見川やなめかわの皆様、そして区長さんにも加わっていただきまして、本山まちなか活性化推進委員会を設置して、本山まちなか活性化計画を策定し、その実現に取り組んできたところでございます。

この取組には、中学生や高校生が関心を示していただいて、いろいろ取り組んでいただい

ております。大変うれしく思いました。自分の生まれ育った町を意識する、留学生には本山町のまちづくりに加わってもらおうと、また、高知大学やJICAの皆様とも連携する、そうした広がりを感じてまいりました。

産業振興では、農業の営農継続支援事業として、農業機械の導入や修繕などの支援、堆肥センターの整備などにも取り組んでまいりましたし、また、商工会の皆さんとも連携して、商工業の振興の支援策にも取り組んでまいりました。

そして、安心して子どもを産み育てる環境と、育児の不安や孤立を解消したいということで、子どもを大切にし健やかな成長を図る支援対策を進め、この町で子育てがしたいと思ってもらえるような町づくりをしたいということで、一時保育の取組や不妊治療の助成、就学前までの育児助成などの制度化を図ってきたところでございます。

一方では、大変厳しい財政状況の下で、予算編成では財源確保など、慎重な財政運営にも当たってきたところでございます。そしてまた、少しでも行政について身近に感じてもらえるようにということで、情報発信にも取り組んでいるところでございます。町内外の方々から、町長室日記見たよというふうに声をかけていただくことがございますけれども、こうした見ていただいている皆さんを意識して引き続き情報発信に取り組んでまいりたいというふうに思います。

引き続き、これまでの取組を着実に進めるとともに、特に県の人口減少対策総合交付金などを活用した人口減少や少子化対策に取り組むこと、それから、若者の交流事業や移住・定住等を含めた住宅確保対策に今後も積極的に取り組んでまいりたいと思います。

残された任期の中で精いっぱい行政運営に当たってまいりたいと考えております。町民の皆様や議会の皆様のご指導、ご鞭撻もよろしくお願いしたいと思います。

その町民の声ということで、ご質問もいただきましたので、この3年間余り、いろいろな会議を開かせていただいたり、いろんな会議にも呼んでいただいたりもしました。それぞれ皆様からご意見やご要望などについても伺ってまいりました。すぐにできることは職員と話し合いながら制度設計や予算の確保に取り組んでもまいりました。

この中で、子どもの居場所づくりについて、いろいろとご意見をいただきました。遊具があっても低年齢の子どもが遊べる遊具がないとか、雨の日でも安心して遊べる場所があったらいいなというご意見をいただきました。このような取組は一定の時間を要し、計画を明らかにして、町民の皆様、議会の皆様から改めてご意見などもいただきながら丁寧に進めていかなければならないというふうにも考えております。残された任期は僅かでございますけれども、町民の皆様からいただいたご意見、ご提案を大切にして今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）ありがとうございます。

施政方針の中から何点か質問いたします。

施政方針で、土佐れいほく観光協議会を中心に、大豊町、本山町、土佐町、大川村、観光協会、商工会等と連携し、誘客活動の推進を図り、地域経済の活性化を目指すとのことです。確かに、観光振興は地域経済にとって非常に重要なテーマであり、連携しての取組は大きな効果が期待されています。しかしながら、本山町として独自の観光振興を行うことの重要性も感じております。土佐れいほく観光協議会の活動と並行して、本山町単独でも魅力を発信していくべきではないかと考えます。

そこで、お尋ねします。本山町独自の観光振興活動や町単独での観光資源の発信について、今後どのような取組を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えさせていただきたいと思います。

観光振興の取組ということでご指摘をいただきました。本町独自の観光振興活動や情報発信等につきましては、今、限られた職員数の中で、兼務をしながら進めていただいておりますので、そういう面では十分とは言えないというふうに私も感じておるところでございます。そうしたことを解決していくということでは、今、民間企業からの人材を招聘する制度、総務省が行っております地域活性化起業人制度の活用とか、企業版のふるさと納税で人材派遣型というのがございまして、ふるさと納税を人材で派遣してもらうという制度などもあります。こういった制度を何でも活用して、こういう人材を確保することによって、観光に特化した活動を集中的にさせていただくと、そういったことを進めることができないかということで今検討しておるところでございますけれども、これは早急に実現化に向けて、そういった人材を確保して本山町独自の観光について取り組むと、特化して取り組んでいくという方策を検討していきたいと、この人材確保に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）ありがとうございます。

広域の観光も大事ではありますが、やはり、足元、地元の本山町の観光産業を盛り上げていってほしい、まずはそこに力を入れてほしいと思いますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、この4年間、各種会合等において対話等を続けてこられた中で、要望や意見をどのように受け止め、どのような課題が浮き彫りとなったかについても一定の成果があったと理解をしております。重要なのは、その意見や要望を実行に移すことです。実際に対話から出てきた課題に対して、どのように解決策を講じ実行に移していくかが求められています。教育施設運営等の検討委員会や、四季菜館もそうですけれども、様々な協議が行われていると思います。その成果が実際に目に見える形で表れているかという点では、今後の具体的な計画や実行の段階での進展が求められています。

今後の取組をどのように具体化し実行に移していくつもりなのか、また、実際に実行に際して、理解や協力を得るためにどのような方針で進めていくのかをお聞かせください。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

先ほど少し、最初の質問でも触れさせていただきましたけれども、この3年間余り、いろんな方々からも、いろんな会も、こちらからも、まちなか活性化の推進委員会とかいろんな会議もやってきましたし、いろんな会議にも呼んでいただきましたし、いろんな方々からご意見をいただきました。そういったことを何とか制度としてやっていけないかということで、就任してから検討してまいりました。

特に農業問題では、営農継続支援ということで、今まで、農業支援、言わんじやないかというふうに言われておりまして、いろいろ会議でも、本山町ではそういう制度がないよというふうなことも言われましたので、これは令和4年度からでしたか、営農支援事業ということで、町単として、これはもう政策的にやりたいんだということで予算を組んでまいりました。機械の購入や機械修繕とか、花卉、苗類の補助とか、そういったものを取り組んでまいりましたし、畜産では、先ほどの繰り返しになりますけれども、堆肥センターが稼働できなくなって久しくなっていると、堆肥の処理に困っているという話を聞いたときに、これはもう優先的に堆肥センターをやろうと、申し訳ないけれども、少し、ほかをやるということも横へ置いておいてでも、堆肥センター、年度内の完成を目指すのに、補助金の手続とか繰越し予算を活用しての事業でしたので、そういったことで、ちょっと集中的にやろうということで、担当課と連携して、その取組を進めたり、それから、いろんな方に、例えば、猫の不妊手術費用、こういう状況になっておるといってお話を伺ったときに、県なんかの事業もあるけれども、すぐに予算がいっぱいいっぱいになってしまうということで、それだったらということで、町で猫の不妊手術費用を助成していこうということに予算を組んだり、限られた予算の中ではございますけれども、できることは話を聞いて、それは何とか制度化したいということについては、一つ一つ考えながら取り組んでまいりました。

健診事業もしかりでございますし、一時預りとか、それから、教育の施設整備なんかでも、嶺北中学校の体育館、これずっと念願の施設だということだったので、これはもうやろうと、やろうと決めたら、当然、議会の皆様にもお諮りもしななりませんけれども、そういった形で、聞いた意見で、これはできると、やろうというところは積極的に、財政状況を見ながらでございますけれども、事業化して取り組んできたところでございます。

あと僅かな任期の期間でございますけれども、そういった考え方をもって、この残された任期の期間、精いっぱい行政運営に当たってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）ありがとうございます。

最後に、本山町における経済の活性化は、地元の小規模事業者の支援が欠かせません。本議会において、本山町小規模企業振興基本条例が制定されることになったことで、小規模事業者が本山町における経済発展には重要な存在だと位置づけられたことは非常に大きなこ

とであると評価しています。

この条例では、小規模企業が、地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本認識の下、小規模事業者自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県、商工会等と連携を図り、小規模事業者の成長発展及びその持続的発展を促進することを基本理念として、本山町の責務、事業者及び商工会の役割を明らかにし、地域経済の活性化を図ることで本山町民の生活向上に寄与することを目的としています。

これまでは、比較的企業支援のほうに力を入れていたのではと思います。もちろん、空き店舗の活用も含め、企業支援についての方針は地域経済を支えるために重要な施策であると考えています。現在も事業を営んでいる小規模事業者にとっては、経営環境の厳しさは続いており、新たに事業を始める起業家と同じように支援を受けることが難しい場合もあります。こうした事業者が今後も事業を続け発展させていけるような支援策をさらに充実させる必要があるのではないかと感じています。

条例が新たにできることによって、既存の小規模事業者が経営を続ける上で直面する課題を解決するためにどのような支援策を講じていくつもりか、例えば、資金調達支援や経営相談、販路開拓支援など、現実的な支援策について具体的な計画をお聞かせください。

また、これらの支援が実効性を持つためには、どのように事業者との接点を強化し、支援策がしっかりと届くようにしていくかについても、お考えをお聞きいたします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えいたします。

今、小規模企業振興条例の目的等、お話をさせていただきましたので、それはもう繰返しになりますので省かせてもらいたいと思いますけれども、議員ご指摘のとおり、本町の経済の活性化には、小規模事業者の皆様の大きな力によって本町の地域経済活性化の役割を果たしていただいておりますということは、もう重々理解、そういうふうに認識を持っております。

持続可能な地域づくりにおいて、暮らしに必要な買物が地元でできることということは極めて私は重要だというふうに考えております。昨年には、商工会の皆様と意見交換会をさせていただきました。今回、その際にいただいたご要望につきましては、今回の当初予算にも何とか反映したいと考えて対応してまいったところでございます。資金調達支援や、今ご質問いただきました経営相談とか販路開拓の支援など、これは商工会とも連携を図らないとできないということを私は思っております。商工会の皆様と連携して行うことが重要でございまして。引き続き商工会や事業者の皆様と連携して、この商工業の振興に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん） 2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん） ありがとうございます。

最終的には本山町民の生活向上に寄与することを目的としています。町民の暮らしを支え、豊かにするのは商工業者の存在が非常に大きく、地域でこれから多くの事業者が持続的に発展していくことが極めて重要です。町内には100社を超える様々な事業体があり

ます。多くの町民に町内の事業者を知ってもらい、利用してもらうきっかけとして商工業者を紹介する冊子を作成していると聞いています。事業者はもちろんのこと、行政においても、町内の事業者を利用することに最大限活用していただきたいと思います。

これについては、条例にも工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては町内の事業者の受注機会の増大に努めなければならないと規定されています。人口が減少し、物価高騰等、取り巻く経営環境が厳しさを増す中ではあります。自ら努力で経営力向上に努めるのはもちろんではありますが、最大限行政においても町内事業者を守り育てるという考えのもと、商工業振興に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩本誠生さん）質問の途中ですけれども、2、3は午後からということでよろしいですか。

○2番（川村太志さん）はい、大丈夫です。

○議長（岩本誠生さん）それでは、1時まで休憩といたします。

休憩 11：51

再開 13：00

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）一般質問を続けます。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）最後まで答弁できておりませんでしたので一言だけ。

本町の小規模事業者の皆様が、本町での経済の活性化に大きな役割を果たしているところは議員と同感でございます。暮らしに必要な買物ができるということ、町民の皆様の暮らしを支えているということでも小規模事業者の皆さんの役割は果たしていただいております。

令和7年度、スタンプラリーなんかも予算を計上させていただきましたけれども、町内事業者の活用という質問を最後に出されましたけれども、やはり積極的にそういう町内での消費を喚起するような取組も今後進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（岩本誠生さん）それでは、2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次に、2項目に移りたいと思います。

さらなる情報発信についてでございます。

近年、行政サービスの向上においてソーシャルメディアの活用は不可欠となっています。

特に情報の迅速な伝達や町民との双方向のコミュニケーションを可能にする点において、従来の紙媒体やホームページだけでは補えない効果が期待できます。

総務省情報通信政策研究所の令和５年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書によると、ＬＩＮＥの利用率は全年代で９０％を超え、特に１０代から５０代では顕著です。また、Ｘ（旧ツイッター）は２０代で８１．６％の高い利用率を示し、インスタグラムも利用者が年々増加傾向にあります。

動画共有系ではＹｏｕＴｕｂｅが１０代から４０代で９０％を超え、ＴｉｋＴｏｋは１０代で７０％の利用率となっています。ＬＩＮＥ公式サイトによると、ＬＩＮＥの月間利用者数は９，７００万人に達し、日本の人口の約７割が活用している状況です。

これらのデータからも日本社会においてソーシャルメディアは重要な情報源であり、コミュニケーションツールとしての役割を果たしていることが明確です。本町が町内外にその魅力を伝え、移住促進や町政情報の周知を図るにはソーシャルメディアの戦略的な活用が必要不可欠であると考えます。

本町では、高知県人口減少対策総合交付金を活用し、町外へ流出した若者向けに公式ＬＩＮＥを利用した情報発信を計画していると伺っています。しかし、町外の出身者向けの情報と町民向けの情報発信は、頻度こそ同じであっても内容や目的が大きく異なるのではないのでしょうか。

町出身者に対してはふるさとの魅力を再認識させ、Ｕターンを促すことが目的となりますが、町民向けには日々の暮らしを支え、町政に関心を持たせるための情報提供が求められます。そのため、発信内容の整理やターゲット層ごとの適切な情報提供が課題となります。

また、ＬＩＮＥ公式アカウントにおけるリッチメニューの活用や複数の公式アカウントを運用することで情報を適切にカテゴライズし、より効果的な発信が可能になると考えます。

リッチメニューとは、ＬＩＮＥのトーク画面下部に固定で表示されるメニューのことです。トークルームの画面を大きく占有するため、ユーザーの目に留まりやすく、閲覧頻度も高いため、ＬＩＮＥ公式アカウントの運用目的に合わせて適切な項目を設定すれば、大きな誘導効果が期待できます。

例えば町外向けのアカウントと町内向けのアカウントを分け、用途ごとに情報を整理することで、住民と町出身者の双方にとって有益な情報提供ができるのではないのでしょうか。さらに、ＬＩＮＥだけでなく、インスタグラム、Ｘ、ＹｏｕＴｕｂｅといったほかのソーシャルメディアとの連携を図ることで、それぞれのプラットフォームのフォロワーが好みの方法で情報を取得できるようになります。

そこでお伺いいたします。

町外へ流出した若者に向けた情報発信において、町民向けの情報発信とは目的が異なる点を踏まえ、公式ＬＩＮＥを複数運用することやリッチメニューを活用して情報を整理することについて、どのように考えているのでしょうか。また、今後の情報発信の計画について

具体的な方針があればお聞かせください。

○議長（岩本誠生さん） 田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） 2 番、川村議員のご質問にお答えいたします。

議員からありました L I N E の公式アカウントでありますけれども、今や企業や店舗、個人事業主、著名人などがビジネス用として利用しておられるもので、ビジネス用ではございますけれども、個人でも手続ができるというものと認識をしております。

議員からの質問にもありましたとおり、様々な情報発信の仕組みがある中で、公式 L I N E アカウントの情報発信もこれからの情報伝達には大きく貢献できるものと考えております。

質問の中にありましたこれからの具体的な方針というところでは、町には既にホームページやフェイスブックで情報発信をしているものもございます。既存の情報発信をまず充実させて、ご指摘のあった新たな仕組みづくりにも引き続き取り組んでいきたいと思っておりますし、議員からもありましたとおり、政策企画課では人口減少対策の事業を活用して、公式 L I N E アカウントの導入の計画も進めておるという状況があります。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 2 番、川村太志さん。

○2 番（川村太志さん） ソーシャルメディアは単なる情報発信だけでなく、町民との双方向のコミュニケーションツールとしても活用できる可能性があります。例えば X やインスタグラムのコメント機能を活用して町政への意見を募集する、L I N E 公式アカウントで住民からの問合せ対応を行うなど、住民の声を直接受け取る仕組みを整えることで、町政への関心を高めることができるのではないのでしょうか。

このようなソーシャルメディアを活用した住民参加の取組について、お考えをお聞かせください。

○議長（岩本誠生さん） 田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） 川村議員のご質問ですけれども、新しい取組ということになると思います。ご質問の中にもありましたように、いろんな情報伝達あるいは集約できるものを活用すれば、今まで以上に情報の集約とか住民の方が参加できる取組が広がっていくというふうには思います。

ただ、具体的にこれをこのようにするということにつきましては、まだここでお答えを持ち合わせておりませんので、ご質問の内容をまた庁内で論議をして、取組を進めていきたいと思っております。

○議長（岩本誠生さん） 2 番、川村太志さん。

○2 番（川村太志さん） 本町の魅力を発信し、移住促進を図るためには、単に町の情報を提供するだけでなく、具体的な成功事例や移住者の声を積極的に発信することも有効だと考えます。

他自治体では移住者の体験談を Y o u T u b e やインスタグラムで発信し、移住希望者

に具体的なイメージを持たせる試みが行われています。本町でも町内での暮らしをよりリアルに伝えるために移住者のインタビュー動画やSNSでの発信を強化することが考えられます。

こうしたことも含めて、今後、ソーシャルメディアの活用は、まちづくりにおいて重要な鍵を握ると考えております。本町の情報発信戦略についてもよりいい形を模索していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、3項目めへ移ります。

ITリテラシー向上への取組についてと。現在の教育現場ではICT、情報通信技術を活用した学習の導入が進んでおり、新しい学習スタイルの実践が行われています。このような取組は児童・生徒にとって大きな可能性を秘めており、教育の質を向上させるための重要な手段となっていることは間違いありません。

デジタル技術を駆使した学習は知識の獲得を促進し、学びの幅を広げるとともに個別化学習や自主学習を支援するものです。こうした取組は今後の教育の方向性に大きな影響を与えると期待されています。

しかし、一方でICTを活用することによって新たに生じる問題や課題も少なくありません。特にデジタル社会の進展に伴い、デジタル犯罪が増加しており、教育を受けている生徒が被害者になるリスクが高まっています。近年ではインターネットやSNS、ソーシャルネットワーキングサービスを利用した誹謗中傷やネットいじめ、さらには詐欺や個人情報の流出など、様々なデジタル犯罪が報告されています。

これらの問題は全ての年齢層に影響を及ぼす可能性があり、特に情報や技術に対する理解が浅い若い世代がターゲットになりやすいと考えます。具体的にはSNS上での誹謗中傷やいじめが社会問題化しており、若者たちはネット上での言動にさらされるリスクが常に存在しています。

実際、SNSでの悪質な書き込みが当事者やその周囲に深刻な心理的影響を与えることが多く、これらの問題に対してどのように対応していくかが急務です。また、近年のデジタル犯罪は加害者と被害者の特定が難しく、匿名性が強いインターネット上での犯行は従来の犯罪とは異なる特徴を持っており、犯罪を未然に防ぐための新たな取組が求められています。

こうした背景を踏まえ、本町におけるITリテラシーの向上に向けた取組の強化が重要であると考えます。ITリテラシーとは、情報技術を適切に理解し、活用する能力のことを指します。これによりインターネットやデジタルツールを安全に使用できるようになり、デジタル社会における様々なリスクから自分を守ることができます。

しかし、残念ながらITリテラシーは日常生活の中では自然に身につくものではなく、特に若い世代がどのようにデジタル技術と向き合うべきかを学ぶ機会は、十分に提供されていないのが現状です。

特に学校教育においてはICTを活用した学習の導入が進んでいますが、同時にこれら

の技術を安全に使用するための教育が重要であることを認識すべきです。現在の教育現場では、ＩＣＴを使った学習や情報の検索、発信に関するスキルを身につけることが重視されていますが、それと同時にネット上でのマナーやプライバシー保護、危険な情報に対する警戒心などを育むことが求められています。

このようなＩＴリテラシーの向上は、単に学習の一環として行うべきではなく、日常生活で身につけるべき重要なスキルであるといえます。そのためには町内の教育機関において、ＩＣＴを使った学習やコミュニケーションのスキルだけでなく、ネットリテラシーやセキュリティに関する教育を体系的に導入することが必要です。また、これらの教育は一度限りのものではなく、継続的に行われるべきであり、学校だけでなく、地域社会全体での取組が求められると考えます。

ＩＴリテラシーの向上は教育の現場だけにとどまらず、町民全体を守るためにも重要です。町全体がデジタル社会のリスクに対して備えることができれば、個々の住民が被害者になるリスクを減らすことができます。町民が共通して持つべきＩＴリテラシーの水準を高めることで、目に見えない犯罪から町全体を守ることができ、地域社会全体の安全が保障されることにつながります。

教育長にお伺いいたします。現在の本町の学校教育におけるＩＴリテラシー向上のための取組について、具体的に町内の学校ではどのようなＩＣＴ教育やネットリテラシー教育が行われているのでしょうか。また、これらの取組が生徒にとって実際にどれほど効果的であると考えているのかお聞かせください。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）２番、川村太志議員の質問に対し、答弁を申し上げます。

ＩＴリテラシー向上への取組についてですが、情報化に関する現状について情報化やグローバル化といった社会変化の中、大量の情報の中から適切なものを選択、活用し、問題を解決していくことが必要な社会となっております。関係を整理し、順序立てて考える力、論理的思考を育むことが重要とされております。

学校ではＧＩＧＡスクール構想に基づき、１人１台端末が配置されまして、日々、タブレット端末を活用した教科学習の時間に有効に活用されているところです。また、持ち帰り学習など、そういった展開も始まっております。

学校では、これまで学習で最初から使っておりましたアプリのほかに、学びに意欲を持たせながら学習もできる、例えば桃鉄などのアプリの導入や新しくキャンバやチャットといった新たなアプリの導入など、新しい活用についても実践をしながら、ＩＴリテラシー向上に結びつく学習を進めているところです。

そして、また、児童・生徒が情報リテラシー、情報を正しく扱うためのスキルを身につけることができるように併せて取組を進めているところです。

各学校での公開授業での研修のほかに、情報教育担当者も各学校におきまして、各学校ごとの活用状況の点検あるいは情報交換をしながら、情報機器を使うための教員のスキルの

向上にも努めているところです。教職員一人一人が研さんに励みまして、新たなツールを効果的、効率的に取り入れて、授業の場で生かしていこうというふうにしております。

教育委員会では、このような学校間のＩＣＴ活用授業の実践研修、あるいは外部専門講師を招聘しまして、研修会の実施、また、教職員研修の場では全てをペーパーレス化にしまして、クロームブックを使った研修会を設定するなど、実践から慣れていただくような機会の創出も行っているところです。

こういった場面では、やはりＩＣＴ支援員が連携をして進めていただいておりますし、各学校の授業のサポートなど、教職員のＩＣＴ活用に向けての支援も行っているところでございます。

このようにやはり議員も申されましたが、日常的に使っていくことで圧倒的な学習効果が生まれるのではないかというふうに思っております。学習内容に合わせてタブレット端末の活用を進めていくというような現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） ２番、川村太志さん。

○２番（川村太志さん） 今後の教育課題として、ＩＴリテラシー教育の強化について、ＩＣＴを活用した学習が進む中でＩＴリテラシー教育をどう強化していくべきか、今後の具体的な計画や方針についてお考えをお聞かせください。

○議長（岩本誠生さん） 大西教育長。

○教育長（大西千之さん） 答弁申し上げます。

今後のＩＴリテラシーの教育の強化についてでございますが、答弁をさせていただきましたように、アプリの有効な活用、学ぶ意欲を育てていくような、そういった学習の機会をつくっていききたいと思っております。

やはりＩＴリテラシー教育につきましては、先ほども申しましたが、日常的な情報端末の利活用を推進していくというふうに考えているところです。このＩＴリテラシー教育を進める中でやはり重要だと思っておりますのは、併せてよき使い手となるための学びですね。これはデジタル・シティズンシップといわれる教育でございますが、その教育を併せて進めていこうというふうに計画しております。

現在の世の中を生きていく上で、ＩＴは切り離せないものになっておりまして、それは学校でも社会でもそういった状況でございますが、様々な問題も起きているところです。インターネットあるいはＩＴを利用する際には、自らが正しい判断をする力をつけることが不可欠でありまして、そのためには正しい知識を身につけ、学ぶことが重要となります。

ネットというやはり公共、作法、ふるまいを学ぶ、メリットとデメリットを検討し、悪い結果だけを強調しない、いい行動を強化する。責任ある市民として社会に参加するための知識や能力を学ぶ、これがデジタル・シティズンシップの教育といわれております。

よき使い手になり、情報化社会を生きる力を育んでいきたいというふうに考えておりまして、令和７年度におきましては、吉野小学校を教育ＤＸ推進指定校として取り組んでいく

計画にしております。まだ確定ではございませんが、文科省のDXアドバイザーによる、これは実際の現場の先生でございますが、教育学習とリテラシー教育について授業と講演を予定しているところです。

また、使い方と併せて、先ほど言いましたデジタル・シティズンシップ教育について、これも講師を招聘して開催をしていく計画をしております。情報を使うだけでなく、知識を身につけ、正しく使うといった両面からの教育実践を推進していきたいというふうに考えております。

この指定校事業につきましては、町内の学校からの教職員の皆さんも参加をしていただくように計画しておりますので、そういった内容で町内各学校でも広めていきたいというふうに考えております。できれば、単年度ではなく、3校ございますので、3年間、取組をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）ありがとうございます。

最後に、デジタル社会における町民全体の安全対策についてということで、本町におけるITリテラシーの向上は、教育機関だけでなく、町全体の取組が必要であると考えます。例えば小学校、中学校で行われるITリテラシーセミナーに保護者も共に参加し、学ぶ場を提供することや子育て世代が注視するポイントに特化したセミナーを開催する等、方法は様々あると考えます。

地域全体を目に見えないデジタル犯罪から守るための対策をどう講じていくべきだとお考えなのか、町としての考えをお伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）答弁を申し上げます。

やはり議員おっしゃったとおりだと思います。日々の教育の中でデジタル、インターネットを使わないという選択肢はなく、日常的に使うことが前提となっております。そのような環境の中、情報技術を使いこなす技術、これは情報の集積、収集、整理分析、プログラミング的思考など、習得ばかりに目がいきがちではありますが、忘れてはならないテクノロジーのこういった機械のよき使い手となるためのモラル、マナー、知識やスキルを小学校、小さい頃からしっかりと入れていくということが大事だというふうに思っています。

これは使うということと、そのマナーを学んでいくという両輪で進めていきたいというふうに学校では思っておりますし、やはり学校で今回行うようにしておりますが、もちろん保護者の皆様方も時間が合えば参加をしていただきたいと思っておりますし、令和6年度におきまして一度実施をしまして、子どもたちが習った内容を学校だよりで保護者のほうに返しまして、こういった教育、研修を今日しましたといったデジタル・シティズンシップ教育についてですが、ご家庭へ返しましたら、ご家庭から返信が非常に関心も高かったというようなこともございますので、やはり学校での教育だけではなしに家庭、地域でも連携し

て、共に学んでいくような場もできればというふうに思っております。

できましたら、保護者の皆様方あるいは地域の住民の皆様を含めて、そういった教育の研修会ができればと思っておりますが、まだそちらについては計画ができていないところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 2 番、川村太志さん。

○2 番（川村太志さん）ありがとうございます。

これからの時代、ITリテラシーは単なる学習のツールとしてではなく、社会全体の安全を守るために不可欠なスキルとなります。町民一人一人がデジタル社会のリスクを理解し、安全に活用できるようよろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん） これをもって川村太志さんの一般質問を終わります。

議長交代のため、暫時休憩します。

休憩 13：26

再開 13：27

○副議長（吉川裕三さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～

○副議長（吉川裕三さん） 10 番、岩本誠生さんの一般質問を許します。

10 番。

○10 番（岩本誠生さん） 10 番、岩本誠生、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

議長にまずもお許しをいただきたいわけですがございますけれども、通告しております順番が1、2、3ということになっておりますが、同僚議員からたくさん重複した質問が出ておりますので、時間配分の関係もありまして、逆に3、2、1という形で質問順を変えたいたと思いますが、お許しをいただけますでしょうか。

○副議長（吉川裕三さん） それでは、大項目3の安心・安全のまちづくりについての質問をお願いします。

○10 番（岩本誠生さん） ありがとうございます。

それでは、質問をさせていただきます。

まず、3 番目に掲げてあります安心・安全のまちづくりについて質問をさせていただきます。

町長は防災についても方針の中で述べておりますけれども、本山町防災基本条例という

のがありますけれども、町長、ご存じでございましょうか。それともまた、それを読んだことがありますでしょうか。まず、この質問をしておきたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）１０番、岩本議員の一般質問にお答えします。

本山町防災基本条例、これは議員提案で制定した条例というふうに認識をしております。読んでおりますけれども、最近、目を通していないということはございます。

○副議長（吉川裕三さん）１０番、岩本誠生さん。

○１０番（岩本誠生さん）お目通しはいただいておりますということでございますが、この制定は平成２２年４月１日から施行ということで、この本山町防災基本条例ができました。この翌年に実は東北の大震災が起こったということでございます。

昨日が１４年目の日であったということでございますが、そもそもこの防災基本条例を制定するに当たり、これは議員発議ということでございますが、私が発議をさせていただいたわけであります。

そもそもこれを制定するに当たってのいきさつにつきましては、私は日本防災士会に所属しております、ちょうどこの頃、常任理事の職務にあつて、いろいろ防災士の活動方針とかそういうものを東京で検討しておりましたときに、それぞれの町村において防災に関する条例があるかどうかということを精査したとき、防災に関する計画はあると、地域防災計画、災害基本法に基づく防災計画はあるけれども、条例的なものはないというふうなこともありまして、ぜひとも地方公共団体においては、基本条例をつくることによって防災の徹底を図っていくべきじゃないかというふうなことで、いち早く本町で、四国でも初めてだったと思うんですが、制定をしたわけであります。

しかし、あまりにも斬新な形で出たものですから、その後、本町においてこれを十分精査し、これを防災に生かしたというようなことがなかなか出てこなかった。しかし、今、まさに防災をもう一度考える時期に当たって、この基本条例に目を通していただいて、この中には町の責務、町民の責務、そして町内事業者の責務、それから復興までの幅広い形で記載をされておりますので、ぜひとも防災基本条例に基づいた形を本町の防災行政に取り入れていただきたいということをまずもってお願いしておきたいと。

そこで、住民向けの防災教育とか防災講習、中学においては防災学習がかなり進んでいるようでありますけれども、どうも一般における防災講習とか防災教育、学習が進んでいないというのが本町の例じゃないかと。自主防災組織の組織率は１００％です。しかし、活動率は果たして何％かと言われたときに、かなりそれは８％落ちてくるんじゃないかというふうに思います。

現在、本町には３０人を超える防災士がおります。本議会にも３名の防災士が現在いるわけでございますけれども、昨年に発足をしました本山町防災士の会の会員が２７名ほどいるわけです。その防災士の皆さんによって、今後、町の防災行政とともに本町における防災を盛り上げていきたいというふうに考えておりますので、そこらあたりのご支援をまたお

願いたいと思いますが、私は実は防災をするに当たって、町長に非常に期待をしておったんですよ。

町長が東北でいろいろ復興を見てきた。そしてまた、防災の必要性、災害の怖さというものを体験していらっしゃる。だから本町をやはり防災の最もたる町にするべきじゃないかということで町長に期待しておったんですが、町長の今までの経験で、まだ防災に対する熱意とかいうものが全く伝わってきていない。やはりそこらあたりは町長の経験を今後も生かした形で、防災行政に取り組んでいただきたいというふうに思うところであります。

そこで、今言った防災教育とかいろいろ防災の意識の普及に努めなければいけないというふうに思うんですが、町長、ここらあたり、町政として今後どのような取組をしていきたいかということをお聞きしておきたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

私も5年間、東北に行っていました。まず、一番最初に思ったことは命を守ること非常に重要だということでございます。命を守るためにはどうするのか、命を守る判断が必要と。津波被害を受けたところを何か所も視察も私、個人的にしまいいりましたけれども、高台等もありますけれども、非常に重たい言葉に、高台が人を助けてくれるんじゃないと、高台へ避難する判断をする、その判断が命を守るんだという伝承の会、語り部の方でしたけれども、子どもさんを亡くされた保護者の方でしたが、その言葉を非常に重く捉えました。判断が大事だということでございます。

それにはやはり議員ご指摘の防災学習とか防災訓練、そういった知識、そういうのを日頃からしておく。しておいてもなかなか実行に移せないという中で、やはりそれを繰り返していくということでまず命を守ると。その後、復旧に当たり、復興に当たるという取組が重要だというふうに思ったところでございました。

そういう意味でも防災の知識を、防災士の皆さんが増えていくと。中学生が防災士を取られて、東北への視察にも行かれておりましたけれども、そこで学んできたことを本当に大事にしてもらいたいなというふうに話を私、させていただいたんでございますけれども、やはりそういった防災意識の高揚を図るということは非常に重要だというふうに思っております。

○副議長（吉川裕三さん）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）ぜひともそういう取組を進めていただきたいというふうに思うところであります。

そこで、防災教育とか防災教育によって防災知識を身につけるということは非常に重要なことでありますけれども、もっと重要なことはハザードマップ等による危険箇所の点検をしておくということ、これが最も重要な要素を持っていると。

このために、同僚議員からも昨日出ておりましたけれども、地区防災計画を策定して、それに基づいて危険地域の箇所の点検をする、そしてそれを把握しておく。こういう災害のと

きにはこうして逃げなければいけない、こうして防がなければいけないというふうなことを十分、住民の方が認識を持っておくこと、これが非常に重要なことだというふうに思うんです。

本山町においては、災害において1人の犠牲者も出さないという一つの大きなスローガンを掲げて、防災のまち本山町をつくり上げていくためには、そこらあたりのもっと強力な体制をする必要があるし、実行していく必要があるというふうに思うところであります。

ハザードマップはホームページ等に載っているからというようなことを時々話されていますけれども、高齢者の人とかはなかなかホームページでそれを確認するということは難しいということから、何か一人暮らしの高齢者の方にも危険な箇所が分かるような、そういう周知の仕方というものを工夫するべきじゃないかなというふうに思うところです。

ですから、広報等で分かりやすいハザードマップにおける危険箇所の表示、そしてまた、伝達というものをしていく必要があると思うんですが、その工夫というものをもうちょっと町として考えるべきじゃないかと思いますが、答弁を求めたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん） 田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） 10番、岩本議員のご質問にお答えします。

地区防災計画の重要性につきましては、この間の質問でもご指摘をいただきまして、取組を進めていくことを改めて確認したところでございます。ハザードマップの危険箇所の周知につきましては、おっしゃるとおり、いろんな方が見られる、そういった状況を整えていかないかと思っていますので、広報の活用とか高齢者の方も確認できるような、そんなものを考えていきたいと思っています。

○副議長（吉川裕三さん） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん） そういうことでよろしくお願いをいたします。

次に、3番目に掲げてあります本年度予算における南海トラフ地震対策の9,600万円の予算、これは昨日、同僚議員から質問をされておりましたので、中身とかそういうことについては別として、そこに掲げられてある対策、家具の転倒防止とか感震ブレーカー、それから耐震化というふうな普及の問題なんですけれども、この感震ブレーカーについてはかなり前から必要性を訴えてきましたし、いつもこの普及に努めていただきたいというふうに言ったんですが、なかなか普及が行き届いていないというところであります。

何とかこれをするためには事業者とやはり提携をして、ちょうどIP告知端末をずっとつけたような形で、つけたいところにはどんどん事業者を差し向けてつけていただくとか、または自主防災組織のほうに依頼して達成率を上げていくとかいうふうな、やはりやる気を見せる必要がある。予算は取ったが、事業は進まんということでは、私は効果が上がらないというふうに考えていますので、そこら辺の対策等をどのようにお考えかをお伺いしておきたいと思っています。

○副議長（吉川裕三さん） 田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） 10番、岩本議員のご質問にお答えいたします。

参考までに令和6年度の家具転倒防止の補助事業の実績でございますけれども、家具取付け防止器具が7件、ガラス飛散防止フィルムが2件、感震ブレーカーにつきましては5件で実施をしたところでございます。ご指摘のとおり、感震ブレーカー等の設置についてがなかなか進んでいない状況はあります。

令和7年度からは事業費も一定増やしまして、コンセントタイプの感震ブレーカーなども補助対象になるという情報も得ましたので、今、事業者の方に取り付けていただいておりますけれども、個人でも取付けができるように、そして議員からご指摘のありましたような進め方も一つの材料といたしまして、普及が進むよう努力してまいりたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）聞いてみるとやはり普及率が低いですね。だからいくら予算を取っても普及していないと効果がない、これは当然のことであります。今、まさに福祉防災という言葉が使われておりまして、高齢者とか体のご不自由な方とかいうところのうちに、もう優先的にそういう防災対策をしておるとい自治体もあるわけです。

ですから、社会福祉協議会等とも提携をして、ぜひとも災害弱者と言われる人たちに対する防災対策というものを徹底していただきたいというふうに思いますが、町長、そこらあたりのお考えはいかがでしょうか。

○副議長（吉川裕三さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

ご指摘のとおり、普及率を上げるという法則は、今、ご指摘のあったことも含めて普及率を上げること、これもせっかく予算を組んでも使わなければ本当に効果が出ませんので、そういった普及率を上げていくと。それから効果的に上げていくということも大事だと思いますので、そういった面でいろんな取組の仕方を考えてみたいというふうに思います。

○副議長（吉川裕三さん）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）分かりました。ぜひともそういうことでお願いをいたしたいと思います。

時間を有効に使わないといけませんので、3番についてはまた6月に詳しい防災関係の質問をするということで、次へ進んでまいります。

2番目の早明浦ダム周辺地区かわまちづくりと吉野川水系河川整備計画についてということで通告をいたしております。

これについては同僚議員からも、特にかわまちづくりが本町はできていないじゃないかというようなことも指摘をされたところであります。私もこの件については、前々からどうも本山町の対策、対応が遅い、それから徹底していないということを心配しておったんですけれども、やはり制度的に土佐町とか大川は早め早めにこのあたりは情報をキャッチしたというか、制度を適用されていたとかいうことで、ダム湖周辺の遊歩道なんかもすごいですよ。あれもこの対策でできたということでもありますし、大川で行われる遊覧船的なものもかわまちづくりの中で対応していくというふうなことで制度を利用しておるといことで

す。

では、本町は一体何をしたのかと調べてみますと、本町では例の左岸側の伐採とかいうことは事業としてやってもろうていますけれども、これは前から言ったことよね。かわまちづくり以前からも、ぜひともあそこの展望をもっと明るくして視野を広めて、そして、できればあそこの周辺をキャンプ場にするべきじゃないかというようなことで、当議会の委員会も見にいったこともあります。なかなかしかしそういつても進んでいなかった。

かわまちづくりで本町が出しよったのは、あそこの帰全山周辺の整備、キャンプ場の整備ということでも部会で出ていましたけれども、出しているというたけれども、これも十分できていませんね。

だから帰全山の下のキャンプ場というのは、非常に砂地がありますけれども、狭い。それと水が出たときに非常に危険性があるということで、上の本当の高台の部分しか使えない、川のほうでは。やるとすれば、ゲートボール場があったところとか、ああいうところでキャンプをするということしか使えないというようなこともあって、非常に事業そのものが進んでいなかったというふうに思うんです。

私は前にキャンプ場を設定するんだったら、三つの川が合流する地点、今、カヌー庫がありますね。倉庫があります。あそこ周辺を整備して、あそこにキャンプ場をつくったらいいんじゃないかということで実は見にいったりいろいろして、近所の皆さんにも聞いたら、ここは非常にええところやと、洪水以外のときはめったに使うところじゃないというようなことで、キャンプ場としては非常にいいし、それから本流では泳げないとしても、汗見川のほうの上へ寄ってみると、簡単に遊泳できるような場所もあるということからすれば、キャンプ場としては最適地やないかということも指摘をされておまして、これはいいねということで前に提言を上げたことがあると思うんですが、これもかわまちづくりの中で対応していくべきじゃないかなというふうに思いますので、これも一つの提言としてお聞きをしておいていただきたい。

それと、もう一つは町民プールが老朽化していると、これは何とか直したいということで、前に副町長にもお願いして、早明浦ダムの事業の中で取り入れていけんだろうかなということを行ったところが、なかなかそういうことはできないというふうに聞いたということで、整備がなかなか進んでいない。

そこで調べてみましたところ、電源立地地域対策交付金というのが、もうこれは大分前から来ていますよね。これを使ってできないかなと。制度の交付対象措置を見てみると、公共的な施設の整備、措置という中にそういうものも含めてできると書いています。だから事業の範囲内だということで、今、本町には440万円程度の交付金来ているはずであります。これを使えば、プールの整備もできるんじゃないかと。

今、使われているのは、実績を見てみますと保育所の保育士の人件費に使われています。これは県下的なことも見ておかなきゃいかんと見てみたところが、県下に電源立地地域対策交付金を受けているところが18か所あるんです、18町村。そのうちの10町村が、市

も入っていますから10市町村が保育士の人件費に充てています。

嶺北では4か所として、三つの町が保育士の賃金に充てています。あと一つは、大川村は水源地域の周辺の舗装をすとかそういうことで使っています。保育士には使っていません。だから、確かにこれは使いのうのいい交付金です。

ですから、保育所の人件費に回しているところが多いんじゃないかと思いますが、全国的に見てみましても、しかし保育士の人件費だけじゃなしに幅広く公共的なものに使っているところが多い。

だから、このことについては最終的にこういうことまで載っているんですよね。電源立地の地域における電気料にも補填できるということもあるはず、この地域の人たちに。電気料も結局、それに使えるというふうなことも書いてあるし、幅広いわけです。

だから今使っている保育士の人件費、それも一つの方法ではあると思うんですけども、電源立地という目的から考えた場合に、もっと使わにやいかんところがあるなどするならば、そちらのほうを使って、ほかに使い道がなければそういう幅広い使い方ができるわけですから、そちらへ回したらいいし、使わにやいかんところはやっぱり使わにやいかんということで振り向けるべきじゃないかと思うんだ。予算の対応として町長、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（吉川裕三さん） 高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん） 10番、岩本議員の質問にお答えをいたします。

まず、かわまちづくり事業でありますけれども、これは国の直轄事業として区間が定められておりまして、その区間といいますのはダム湖の湖畔と早明浦ダムの下流の地藏寺谷川までの吉野川の川辺、川のほとりが事業区間というふうに定められておりまして、令和2年度に早明浦ダム周辺地区かわまちづくり事業が新規登録箇所を選定された折には、左岸の展望台は川辺、川のほとりとは認められずに、事業計画区域として入っておりませんでした。

今回、左岸展望台につきましては、国に対しまして、ぜひ展望台のところもかわまちづくり事業の中で何とか整備をしてほしいという要望の中で、事業区域として現在認められておるというふうに私どもは判断をしておるところであります。

次期の計画の登録が本年8月頃というふうに聞いておりますので、ぜひそこで計画登録されて、来年度からの事業ができればというふうに考えておるところであります。

帰全山のところなんかがかわまちづくりの中にあるということで、区域としては入っておりますけれども、その事業をするのは国以外、町とか県の事業を入れてということになっておりますので、そういうことで理解をしてほしいというふうに思います。

それから電源立地交付金の活用でありますけれども、この部分につきましては、本町といたしましては大変厳しい財政状況の中で、経常的な経費に充当してきたところありますけれども、議員おっしゃいましたように、いろんな事業に充当、幅広く使えるということになっておりますので、今後、そのことについては町内のほうでも検討していきたいというふうには思います。

以上です。

○副議長（吉川裕三さん） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）私の持っている早明浦ダム周辺地区かわまちづくりの中には、ハード施策の内容として、帰全山公園の再整備とかスロープの整備というのが載っております。

ですから、それは外れているわけじゃない、あの周辺だけじゃなくて、下流のほうでもやはり適用になっているんじゃないかということが言えるんですから、ちょっと答弁としてはおかしいなと思いながら聞いたんですけれども、それは対象になっているということを書いてあるので確認はできていますから、それはもうこれ以上言いませんけれども、もっと幅を広げていく必要があるというように思います。

そこで、吉野川河川整備計画ですけれども、これは本流だけでなくて支流も適用になると。吉野川水系ですから出ているわけですが、汗見川も当然対象になっているはずですが、汗見川における吉野地区の遊泳場関係、あそこには非常に夏休みには子どもたちが、特に町外の子どもたちが来て、川遊びをしている。もうびっくりするほど来ている。

そんな状況は町のほうもご存じだと思うんですけれども、そのときに川の整備もできていない、それから後のごみ処理のこともできていないし、いろいろ全て地元の人たちがご苦労してやっているわけですから、駐車場が非常に困っている。あちこちへ車を止められて近所も困っている。何とか駐車場の整備をしてもらえんろうかというような要望があったんですが、駐車場をつくるといってもなかなかつくれない。

今、止めているのは、クライミングの吉野運動公園の近く、それから道路縁、広いところですね、そこへ止めたりしています。これは前にお願いしたら、検討はするけれども、その後どうなったか分からなかったんですが、吉野小学校のグラウンド、これを夏休みの間ぐらい、駐車場として開放することはできないのでしょうか。

そうすることによって、かなりあそこあたりの駐車場の問題は解決する。それで非常に来やすくなるというふうに思うんですが、これの対応はどうなんでしょうか。これは教育長なのか町長なのか分かりませんが、ご答弁を求めたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん） 高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）お答えをいたします。

吉野の河原には夏休みというか、夏場を中心に、大勢のお客様がこちらのほうに来ておるということは私どもも確認をしております。先ほど言いましたように、河川の整備につきましては地元の方々と協議もしながら、実際、どのような要望があるかを聞きながら、先ほど言われました吉野川河川整備計画、やはり支流のほうも対象になるということになっておりますので、そういう要望もしていきたいというふうに考えております。

駐車場につきましては、吉野中学校の跡地がありますけれども、あそこが今のところ、ダム再生工事のほうに賃貸借で貸しておりますけれども、その業者さんの話でありますけれども、夏場等は実際利用しないときは使ってもいいというような話は聞いておりますけれ

ども、それは今現在、相手方に貸しておるものでありますので、やはり常時、こちらが自由に使えるということはなかなかかなりにくいというような状況はありますけれども、そういうところの土地なんかも利用できれば、していきたいというふうには考えております。

○副議長（吉川裕三さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）答弁申し上げます。

夏場の駐車場の臨時的対応ということで提案をいただいたところですが、議員もご存じのようにグラウンドは、運動会等、運動の場面で使われておりまして、ちょうど真ん中のあたりがトラックということになっておりまして、利用によって、雨天時の問題であつたりとか管理の問題も含めて、夏場利用した後はどういうふうに夏以降、9月以降の運動に使っていただけるのかも含めて、学校あるいは保護者とも検討をしてみたいというふうに思います。

○副議長（吉川裕三さん）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）もっと前向きに考えていただきたいと思うんですよ。グラウンドの状況を私、見てきましたし、ふだん会議をやったり卒業式をやったりするときは、あそこに車を乗り入れて止めさせていただいておりますけれども、あそこは非常に下が硬いです。硬いですから、ダンプが走るとかトレーラーが走るとかいうんだったらかなり傷むでしょうけれども、普通の乗用車が入ったくらいじゃ、びくともせんぐらいの地盤を持っているというふうに思いますから、乗用車を止めて、後、使えんようになったと、グラウンドとして用を供せなくなったというような傷み方は、私はせんのじゃないかなというふうに思うわけです。

これは地元の人たちが非常に困っているわけですよ。吉野小学校も地元の人たちがみんな応援をしてくれて今の状況があるわけ。だから、学校のほうも地元の人たちのために何とかそれを開放して、一緒に協力してあそこの発展のためにやっていくということでない、今、非常に教育長、消極的なんですよ。聞いてみると。

ぜひともそういうお話やったら話をつけましょうとかいうふうに言うてくれりゃええんやけれども、いかにも使えなさそうに、無理やと言わんばかりの答弁なんですよ。それじゃどうも今言う本山町の地域づくり、まちづくり、それから交流人口の増加とか観光とか言われている割には、非協力的なことではないかというふうに思います。

町長、そこら辺はどう考えていますか。これは学校のことから、町長、答弁困るかも分からんけれども、教育長とも相談して、ぜひとも駐車場に開放して、夏休み中はよそから来る人たちを受け入れる、おもてなしができる、そういう体制をつくるべきじゃないかと。そうすることによってあそこらも、また住民の人たちもより積極的に協力してくれるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（吉川裕三さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）副町長からも、旧中学校のところを貸出しはしておるけれども、場合によっては利用可能と。それからグラウンドのほうについては危惧する面もあるようで

ございますので、これは教育委員会と調整をさせていただきたいというふうに思います。

○副議長（吉川裕三さん） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん） ぜひとも協議をしていただいて、地元のほうにもこういうことでこうなりましたというお返事をしてあげていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、2番は同僚議員からもかなり出ておりましたので以上とさせていただいて、1番のほうへ入らせていただきたいと思います。

まず、町長の政治姿勢と今後の行政運営についてということでございますが、県のほうでこのたび人口減少対策に対して、賢く縮むということで4Sプロジェクトを推進するということを発表いたしました。本町にとっても、これは大きな影響を及ぼすものであるというふうに感じるところであります。

この県の政策に対する認識と人口減少対策施策について町長の所見を求めたいと思うんですが、その中に書かれておりますのは、幾つかあるわけですが、本町に関係のあるのだけ抜粋をしてお伺いしますと、まず、消防の広域化、これは同僚議員からも出ておりましたけれども、この広域化ということについては、私がちょうど消防長現職のときにこの話が出てきて、非常に論議をされたことであります。

嶺北消防としては、この件についてはデメリットも多過ぎて、広域化には賛成しかねるということで反対の立場をずっと貫いてきました。今もまたこういう広域化が出てきたときに、スケールメリットとかいろいろ言われていますけれども、それが果たして、嶺北ではそういう効果があるかどうかということについて、疑問を持たざるを得ないところがあるわけですね。

昨日の話では、総務部門とか通信部門も統合して、広域化していくことによってメリットが上がるというふうに言われておりますけれども、今の消防の本部は広域の事務局がありますので、総務部門は事務局のほうで対応できておりますし、それから通信部門について、一番問題はそれなんです。通信部門を広域化したときに、かなりの今のAIとかそういうものを駆使した優秀な機械を入れていないと、今、嶺北消防にあるような形で、あそこが救急だというとき、ぱっとそこへ行けるかどうかということについては、なかなか疑問視されているところであります。

というのは地名の問題、それから家が分からないとか様々な問題、火災のときも含めて、問題があるということを言われていますが、これは今後、町を含め、広域も含めて広域化というものは検討されていくわけですが、やはり本町としては県の言うままではなくて、十分研究していただいて、私はもういかんと思っていますからいろいろこうもある、これもあるよということ言うわけですが、まず、町としても研究していただいて、果たして広域化のメリットが、住民のためになるかどうかということを考えていただきたい。

これをお願いしておきたいし、町の考え方も、町としてですよ。広域としてはまた別の課題で考えていくでしょうけれども、町としてどういう認識を持っておられるかだけをお聞

きしておきたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）１０番、岩本議員の一般質問にお答えいたします。

賢く縮む、４Ｓプロジェクトということでございます。２０２４年に日本全体での出生者数が７２万人余り、死亡者数はその２倍を超える１５７万人を超える人数となっております。一方で、人口の東京一極集中は止まっておりません。

知事は当面、県の総人口減少は避けることができない。その中で担い手不足が深刻化し、医療や福祉など公共サービスが国難になってくると、そういうことを捉え、効率的で持続可能な社会と県民生活の質の向上を図ることを目指して、賢く縮む、４Ｓプロジェクトを推進するというふうに表明をされました。

本町でもそうでございますし、嶺北地域でも含めましても人口減少が避けられない中で、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる持続可能な地域づくりを進めるため、医療や介護予防、住まいや生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築が重要であり、私は知事の賢い縮小、いわゆるスマートシュリンクと言われておりますけれども、その視点で、４Ｓプロジェクトの考え方をお借りして、また強化もいたしまして、医療の面でございますけれども、持続可能な医療の確保に向けた取組を進めてまいりたいというふうに施政方針でも示させていただいたところでございます。

今後も持続可能な社会と町民生活の質の向上を図ること、そのことを目的として、目指して、賢い縮小をするという取組は、縮小という言葉とは裏腹に、やっぱり積極的な取組として進めなければならないという場合が出てくるというふうに考えているところでございます。

人口減少は避けられない中で、人口減少と共存しながら町民の皆様の安心・安全、そして住みやすいといった生活向上、経済の活性化などに取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

なお、個々のことについてご質問いただいておりますので、それぞれの担当課から説明をさせていただきたいというふうに思います。

○副議長（吉川裕三さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）消防の広域化についての質問にお答えをいたします。

岩本議員からも、先ほどデメリット等についてもお話がありました。このことにつきましてはまだ決定をされたものではありません。今後、県下で協議をしていく中で決定していくわけでございますけれども、私、昨日も言いましたように、やはり嶺北地域の将来にわたって、防災対応力でありますとか消防力の低下、このことを招かないということが一番の根本にならなければならないと考えておりますので、その点を重視して、今後研究をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（吉川裕三さん）１０番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）消防の広域化につきましては、消防組織法の建前から考えれば、市町村消防というのが従前の考え方でありまして、当然、それは意味があったわけですね。地域に密着した防災体制とか消防体制を構築するということであったわけでありまして。

しかし今回、保健消防的な形で、県下で一本化、広域化してくるということになりますと、今言ったような様々な弊害が生じてくる。高知県の警察がそうですよね。広域化ということで、本町の警察力が非常に弱ったというようなこともありますし、果たして嶺北にあってメリットがあるかどうかということは、今後検証していく必要があるというふうに思いますし、それともう一つは、広域消防はそういう形で県下で一本化された場合に、消防団等の仕組みはどうなっていくかということ、消防団との連携をどうしていくかというふうなことも課題になってくるわけでありまして、これは多分、今の状況だと、消防団は町村に残るということだと思う。

嶺北消防にあっては、今まで4町村でばらばらであったものが連合会という組織を通じて一本化し、消防の中で報酬も全部統一しましょうと。そして支給も本部でやりましょうと、それから制服も全部合わせましょうという形で、消防団の一本化を、消防歴史50年の間にやっと一本化をする方向で、まだ連合会という体制ではやっておりますけれども、本当は指揮命令系統も本部にあって、一本化してくるというような体制が望ましかったわけですが、徐々にそういうほうに50年もして向かいつつあるということでもあります。

そこへ持ってきて、消防の広域化ということが出てきたわけでありまして、なかなか消防にとっても大きな出来事になってくると。今後は本町も十分、これを注視していくべきであるというふうに考えます。よろしく願いをしたいと思います。

次に、高校の再編化というのもこの中に含まれておりまして、県立高校の振興と再編ということが含まれております。これは新聞紙上でも載っておりましたとおり、生徒数が減少してきたと。だから学校単位をもっと再編するということで、地方にある嶺北高校にとってもこれは他人事ではなく、同じような再編の波を受けるのではないかというふうな心配もあるわけでありまして。

このことについては、まだ十分なことが分かっておりませんので、再編に向かっていくだろうということしか分かりませんが、今、嶺北高校では入試が終わって、間もなく合格の発表があるというふうに聞いています。

そこで、この高校の再編化の問題と高校の魅力化ということは切っても切り離せない、すなわち魅力化を含めてくることによって、再編の波をかぶらずに、嶺北として、学校として存続をしていくという体制をつくっていくという意味においては大きな時期になっているわけでありまして。

ここでお聞きをしたいと思うんですが、今回、地元から嶺北高校を受ける子どもたちが17名、それから留学生という形で嶺北高校を受けるのが15名というふうに聞いています。数的なことを調査してみますと、留学生の15名というのは、実は18名入寮の希望があったというふうにこの間の嶺北高校の運営協議会というので私、出席しておりまして、その数

を聞きました。18名だった。それを15名にして入試を受けさせて、あとの3名は、寮へ入れないからという理由によって試験を受けることができなかったという、実は前にもこの問題は出てきたんです。

前にもこの問題が出てきて、おかしいじゃないかというふうなことを話したんですが、今回も同じような形で18名の希望者がおるのに、3名、寮に入れないということで、15名しか入試を受けられないという状況になったというふうに聞いています。

これについてのいきさつを本町の魅力化推進協議会等に関わる部署もしくは町長はご存じだったかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 承知であったかということでございますので、聞いております。寮の部屋の物理的な問題があつて、15人がマックスの入居受入れ状態であったというふうに聞いております。

○副議長（吉川裕三さん） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん） 町長は今、聞いておりますということでありましたけれども、それは本町としては非常に後退した考え方であるというふうに思います。

この問題が生じたときに本町でも、かなりこの議会でもいろいろ話題が出まして、どうするかというとき、本町としては下宿をあつせんするとかいうふうな形で受入れ体制を整えていきたいということを本議会で前の町長は述べている。

当然、それは継続されていなきやいけない。その3名については、本山町なら本山町で下宿なりを紹介させていただきますので、ぜひ入学試験を受けてくださいというぐらいのことを言わないと、魅力化ということになると、この30名、1、2、3の30名以外は全然取れない。地元の生徒だけで賄うということになっていくとなかなか二クラス、41名という確保は難しいと。一クラスになるとということになると、教員が6名とか何名とか、かなりがっばり少なくなってくるというふうにも聞いています。

ですから、それを防ぐために41人を確保しなきやいかんと、二クラスを確保せないかんと。レベルダウンしたらいかんから、できるだけ二クラスをやろうということで、高校魅力化というのが進んできたように私は思うんですよ。魅力化の推進協議会が設立されたと思うんです。

それで町長が今、聞いていますということだけでは、それはちょっと私は合点がいかん。それを審査するというのは高校じゃないんですよ。多分、うちの課からも町からも誰か代表で行って、面接をして3名は取りませんということになっていると思うんですが、そこらあたりがおかしいから、それはいかんと。入試の機会を与えちゃいかんということ言うたにもかかわらず、また同じことを繰り返している。

これは本町として、やっぱり受入れをしますと言うた以上は、それは町長、聞いていませんとか引継ぎは受けておりませんということになるかも分からんけれども、本町の姿勢としては好ましくないんじゃないですか、それは。私はこれは納得いかん。答弁を求めます。

○副議長（吉川裕三さん）答弁調整のため、暫時休憩します。

休憩 14 : 19

再開 14 : 23

○副議長（吉川裕三さん）では、正会に戻します。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）下宿のあっせんとか、そういったことは十分私の認識不足があったと思います。

魅力課の中では、土佐町との協議も今後こういった場合に、そういう対応ができるのかどうかも含めて、精いっぱい受入れ体制は整えなくてはならないというふうに思いますのでちょっと協議をしてみたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）これは今年だけの問題ではないんです実は。今回15名取ったために、取ったとすれば、あそこが定員30名でしょ。次取るのに、10名取れないんです、計算上。

取れなくなってくるとどうなるかという、生徒数がぐっと少なくなってくる。こういう現象を生じてくる。これはもう悪循環になってくるということになるから、何かの手を打っておかないと、これは高校の存続の問題にも関わってくるというふうなことを心配するから申し上げているわけです。

今年のことをひっくり返せとかいうようなことは、難しいからできないでしょうけれども、こういう場面でそういう判断ができなかった、なぜできなかったのかということをお指摘するだけであって、来年度に向かって対応していただきたい。

土佐町のスタンスと、本山町のスタンスは前から違っていたんです。土佐町は寮へ入るだけのものでいいだろうという認識を持っていた。

ところが、本町としては、地元のものもあるし、できるだけ受入れをしていきたい。だから、あそこへ入れない子どもたちについては、本町としては受入れとして、下宿をあっせんするなどの対応を諮りたいというのを町長の考え方一つで伸びてきたわけ。

だから、今回それが活かされていないから、ちょっとおかしいんじゃないかという指摘を申し上げたんです。

もうこの件については、もうこれ以上言うても何でしょうから、次回、来年に向かって対応を考えていただきたいということでお願いをしておきたいと思います。

次は、国保の問題ですけれども、国保の水準が統一される、これもこの4S重点プロジェクトの中に入っているところです。国保の水準の統一。

これは、国保が県下で統一されるということになると、今の金額より統一された金額が上がってくると住民の負担が増えてくるということになるが、そういう傾向も心配ないかど

うか、この見通しだけちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん） 住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史さん） お答えします。

現在12年に向けて、本町でも保険料の改定を令和7年度に行う予定です。12年度の医療費見込みですが、本年度予算書を見てもらったら分かるように、県への納付金額については1,200万円ぐらい減額になっております。これは医療費動向が、県が行うデータヘルス計画とかいうところで適切に抑制された結果だと思います。

統一されてから上がるんでなくて、医療費の高度化と支える者が少なくなるので上がるというところなので、単純に統一だけで上がる要素はゼロなわけです。その辺を含めて、県のほうも12年までにどんな方法を持ったら現在の医療費レベルを適正に抑制できるかも検討しながら、あと5年ありますので、その対策をとっているところです。

本町においても、国保の中に会計年度任用職員をおいて重症化予防とかいうところに取り組んでおりますが、県下でその取組も進んでおります。

以上です。

○副議長（吉川裕三さん） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん） 了解しました。

まだ直ちということではないんで、そこだけ住民の方に分かりやすく説明をしていていただきたいというように思います。

次へ進みます。

次は、地方創生の政策として、今回本山町みらい創造戦略というのが策定された形で議会へ提出されております。これが実現すれば、すばらしい本山町になるというふうに期待はいたしておりますけれども、なかなか前回の戦略もそうですけれども、思うたようにはなっていない。まさに絵に描いた餅という状況のきれいな言葉を並べたりというような形のものが非常にたくさん羅列されたというに思いますし、今回も非常に整理された、非常に垢抜けをした戦略が提出されております。

これ、今日そのことを聞こうと思ったら、町長がさきの答弁で言うてしもうたんで、ちょっと言いにくくなったのは、実はコンサルの話が出ましたね、コンサル。コンサルに頼んだとか垢抜けしている。

ただ、今回の戦略についても多分、多分です、コンサルのご縁でもいただいた上でできたもんじゃないかというふうに思うところであります。

それはいいとして、全国的にこれ実は調べた方がいらっしゃって、前回の地方創生の戦略を1,280部とかの団体を調査したところ、8割以上がコンサルに頼んどったと。8割以上。

それでもう、その中に出ておるのは人口動態だとか、産業動態だとか、非常に統計的なことを羅列をした形で、非常に整理されて提出されて。それが一応とおって、交付金の対象なんかになったという話は聞いておりますけれども、それに要した費用は莫大なもんがある

と。地元に使っていただきたいということで交付金は下りちゅうのに、それをつくるために使った金が、言わば県外へどんどん金が出ているじゃないかと。コンサルに払った金が。一体これは地方創生の役割を果たしているかというようなことを論評している本もありました。

こう考えた場合、やはり町長が先ほど言っていましたように、本山町の振興計画は手づくりでやったと。まさにこれです。この手づくりの政策こそ職員の方々が汗水をたらしてつくった計画だけに、実現の可能性は非常に大きいと私は思います。

コンサルのつくった表に意味を持たすようなことを羅列して、何々の豊かなまちづくりとか、どっさりと、美しい町をどうしましょうとかいろいろ書いてありますけれども、果たしてなかなかそれは、まさにキャッチフレーズだけになってしまっているというようなことを考えた場合に、今回の戦略は、地に足をつけた形の地道な私は戦略でいいから、だから、それに対して予算がくる。

一番大事なものは、予算の額ではないんです。それを動かしていく職員なんです。だから、職員の質の向上、これを考えるべきだというふうに思います。国からいくら金持ってきて、それを町で生かせなかったら何もならない。

だから、そういうことへの対応を町長、これから考えていただいて、職員のいろいろ勉強の機会を与えていただいて、研修も行ってもろうたりいろいろして、視野を広め、職員の手で本町を豊かにしていけるような戦略を実現するためをお願いしたいと思いますが、どういうお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えします。

石破総理は地方の未来をつくり、地方を守ると。地方こそ成長の主演として地方創生2.0を最重要課題の一つとして位置づけをされております。今回の本山町のみらい創造戦略では、四つの基本目標、13の基本方針、そして33の具体的な取組施策からなっております。

石破総理も言われておりますけれども、コンサル頼みはまずいというふうに言われておりますけれども、今回のこの本山町みらい創造戦略は、非常に短時間と委員の皆さんに実はご迷惑をおかけしたところもあるんですが、前回のこの、すみません、名前が出てこないです、本山町ひと・しごと・まち創生総合戦略です、これも職員でコンサルには頼んでおりません。

今回もコンサルには頼んでおらずに、職員の手づくりです。中身を前回のも見て、職場へ戻して、今の課題はどうなのかということ。私のほうからは医療をちょっと位置づけてもらいたいと、地域医療を守るということも、この地方創生重要な位置づけだというふうにされておりましたけれども、医療もこの中に当然含めてほしいという注文つけましたけれども、それぞれの課題において、職場から持ち上げて論議をし、また職場へ戻しというその往復を繰り返しながら、今回の本山町みらい創造戦略が作成をしております。

これは、本山町の振興計画、7期でしたか、の振興計画のつくり方と同じ手法をとっております。

この計画でございますけれども、議決をいただきますと、計画が定められますので、この計画に沿って私を含めて、先ほどご指摘がありましたけれども、全職員で実行に移すということになると思います。

住民の皆様との協働も大事だと思っておりますし、知恵と力を結集するとよく言われますけれども、その方向で進めたいと思っております。

サントリーの創業者の言葉をお借りしますと、「もうやってみなはれ」という有名な言葉がございますけれども、私は失敗を恐れずに、この本山町みらい創造戦略に基づいてトライをしていくという姿勢を私を含めまして、職員全員で取り組んでまいりたいと。そういう姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

既に、新しい地方経済、生活環境創生交付金ですか、この2.0です、地方創生2.0活用に向けて論議を進めておりまして、地域防災緊急整備型と第2世代交付金もありますけれども、これについても活用に向けて検討を進めているところでございます。

人口減少と少子化が大きな課題となっている中でございますが、本山町にある資源や強みなどを生かして、時世や創意工夫に基づいた持続可能なまちづくり、魅力ある地域づくりに向けて積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）大変失礼なことを言ったようなことになりました。

職員の手づくりだというふうに聞きました。これだけすばらしいみらい創造戦略を目指していただいたんでびっくりしまして、それはよかったです。職員の皆さんでつくられたということについては、まさに感服をいたしました。ありがとうございます。

次、進みます。

3番目に公営住宅建設事業と書いてありますけれども、これ最後の施政方針の中に出ておりませんでしたけれども、後で施政方針の中で統合ちょっとして聞いてみたいと思います。これは後でします。ただ、産業振興はもう既に皆さんから答弁をいただいています。産業振興の活用、それから、住宅周辺の崩壊危険箇所の対策、これ北山の上谷のところの住宅の上の亀裂、それから、助藤の向かいのブルーシートかけてあるところの亀裂、あれがまだ全然できていない。これは前回にも指摘をしたんですが、これは今どうなっているか、これをまず確認しておきたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）お答えします。

まず、北山の分ですが、あのブルーシートかけた北山のところですが、こちら民地との兼ね合いがあります。そのできる範囲というのが限りがあるんですが、こちらについては県のほうへ相談して協議をかけていきたいと思っています。

それから、国道の助藤です、田高須のところブルーシートですが、3月上旬に地元調整と

ということで、地鎮祭がありまして、その調整を行った後、現在起工測量が終わりまして、現地の方、人家との間の防護柵を設置しているところです。順次進めていく考えであります。

以上です。

○副議長（吉川裕三さん） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん） 助藤の方は着手できるということですね、分かりました。

それから、北山の方は民地との関係があるということですけれども、今ブルーシートが破れて、亀裂が大きくなっているらしい。近所の人からそういう苦情が来まして、あれそのまま置いておいてええんじやろかと言って心配しておりましたので、そこら当たり、もう一度、もし長引くようでしたら養生をもう1回しといていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

次進みます。

次は、築後2年後経過した庁舎外部の木柵の問題と、それからユニバーサルデザインと言われる分かりにくい表示板の改善についてということの質問をさせていただきます。

ご覧のとおり、周辺の木柵です、これは、外から見ると非常に景観が悪い。本山町初めて来た人は、一体あれはどうしたんだろうって必ず質問を受ける。逆に本山町の名物になっている。

これ、どうしてこうなったかという、前聞いた、いやそのうちに全部色が変わって同じようになりますからと言ったけれども、2年たって全然なっていない。これは何とか方法を考えなければいけない。こういうことで有名になっちゃなんともなると私は思うところがあります。

実は、有名な隈研吾さんが造った木造の富山県にある市役所が、7年を経過して全部木の部分が劣化してやり替えるようなことになったそうです。それだけならいいのに、ほかに美術館も造っているらしいけれども、美術館もそのようです。ネットで見てみてください。隈研吾さんのというので引いたら必ず出てきます。

世界で有名な建築家が造って、木造というのは雨風にさらされた形になると、非常に劣化しやすいということ、これはこの庁舎ができる検討委員会のときにもう既に指摘をしておるんです。単に防腐剤をつけただけではもちませんよと。特殊な塗装、すなわちプラスチック塗装とかいうような形で水を浸透しない方法でないと駄目ですよと言ったら、いや大丈夫ですとかで設計の事務所があれば、本当に大丈夫かと念を押したら、大丈夫ですよというから大丈夫でしょうかと言うて、今見てみると大丈夫でない。

これはやはり何とかせないかん。これまず第1点。

それと、ユニバーサルデザインというのは、どの人が見てもその部屋に入って分かりやすく、親切的、それから危険性もない、そういうデザインをいいます。特に表示板については、ぱっと見てぱっと分かる。このことが一つのユニバーサルデザインの重要な点なんです。

今、私この間1階へ下りて、1階のトイレを探し回ったです。どこにあるか。2年して役場へかなり来ているはずですが、自分でもなかなかよう見とけない。これじゃ、何と

か住民の人が来ても分からんだろうなというふうに思うんです。

せめて、木の枠の前に言うたみたいに赤と青に塗り分けることだけでもして、目立つようにするべきじゃないかなというふうに思うんですが、前に言うたときはなかなか、うんと言ってもらえなかった。この築2年をたって、改めないかんとところは改めないかんということに対応していただきたい、分かりやすくしていただきたい。

特に私、非常出口の絵、あれが消防法に適應しているというかも分からんけれども細すぎると思うんです。非常出口。駆けるマークがあればちょっと見にくい、どこにあるのか探さないかんような状況です。あれがもうユニバーサルデザインと言う割には粗末じゃないかというふうに思ったりしてございます。

あくまでも住民の皆さんが来られて、利用しやすい、そういう建物であるべきだと私は思いますが、どのようにお考えでしょうか、答弁を求めます。

○副議長（吉川裕三さん） 田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） 10番、岩本議員のご質問にお答えします。

まず、庁舎の回りの木柵についてでありますけれども、ご指摘のとおり2年が経過をして、以前の答弁では馴染んでくるのではないかというふうなことで、経過を見ておりましたけれども、まだしばらくかかるような感じもしております。

確かに、ちょっと薄れてきた部分もありますので、今後の対応については、様子ももう少ししばらく見ながら、庁内で共有をして対応策を考えていきたいと思います。

あと、トイレの表示等についてでありますけれども、これも以前からご指摘をいただいております。ご指摘のとおり分かりにくいという表示でございましたけれども、各階に別にホワイトボードで案内板をつくっております、そこには男女の表示が分かるような印をつけております。

既存のものにつきましては、今のところ現状のままでおきたいと。訪れる方も随分慣れてこられたようですので、引き続き現在の表示につきましてはそのままにおいて、分かりにくい部分については表示板、あるいは職員で案内をしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（吉川裕三さん） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん） いかに事務的なご答弁であったというふうに思うんですが、そうでなくて、慣れてきたというか、初めて来た人でも分かりやすくというのがユニバーサルデザインの基本であります。総務課長は前にも同じようなことで、なかなかやるつもりはないような答弁、今回も同じことです。ホワイトボードで書いてあるから分かるやろと。

それから、職員に聞いてみたらええやろと言うけれども、職員の皆さんが仕事しているのに、トイレはどこぜよ、なんやろ言うて、住民の皆さんはなかなか聞きにくい。一目で分かるような、そう言わなくても分かるような仕組みを考えるのが職員の立場じゃないかと思うんだけど、総務課長、単にあれを塗るだけでも分かるんです。各トイレ入ってみると、男子用トイレってまだご丁寧にテープで貼って案内をしてくれている、それはもう分から

んからです、だから。分かんからわざわざマークの下へ男子用トイレとか女性用トイレとか紙を貼ってやっちゅう。

しかし、そこへ行くまでが分かんので、そこへ行くまでが。そこへ行ったら、ああ書いちゃうかなと分かるけれども、そこ行くまでに分かん、奥のほうにあるから。そういうことをもうちょっと住民主体に考えて、やるべきではないですかというて言っているわけです。

本山町のスタンスはそうでないと、住民を大切にする私は行政だと思うんです。だから、それを、ああそうですか、分かりましたすぐそうしましょうと言わんとところにちょっと問題があるんです。

町長、私何度も言うて、これは2回目、3回目ぐらいなのかと思うんだけど、どうしても総務課長はうんと言いませんが、これ何とかトップダウンで構いませんので、何とかせいやというぐらいのことは言わんのですか。それとも同じように、総務課長が答弁したような町長の考え方やというふうに思うちょるんですか。ちょっと聞きます。

○副議長（吉川裕三さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 執行部で答弁は私の考え方ということで当然ございます。そうでないと、全て私が答弁することになりますので。一般質問の答弁については、意思疎通を図りながらやっております。

いずれにせよ、町民の皆様に施設を利用してもらうための利便性の向上ということについては図ってまいらなくてはならないということでございますので、そういった考え方で町民の皆様の利便性の向上を図るということで施設の運営につきましても、利用につきましても進めていきたいというふうに考えております。

○副議長（吉川裕三さん） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん） 町長、担当の課長が言うたのが私と同じ考えということは、町長も同じ考え方だということですので、町長がそういう考え方やから役場がそうなっていると、こういうふうに私は思わざるを得ないんです。やはり前向きに取り組んでいくという姿勢を示す、積極性を持つ、そういうことが求められているにもかかわらず、いかにも消極的じゃないですか。こう改善をしようという意欲が伝わってこない。

時間ありませんのでもうこれ以上言いませんけれども、これ大事なことなんです。ちょっとしたことで、そのちょっとしたことができない、それが問題だと私は思います。

次、施政方針における疑問点について。

まず、機構改革の時期について、町長は今検討しておって、明年度、すなわち令和7年度にそれをやるというような考え方のようにありますけれども、これ、令和7年度内にやるんですか、機構改革を。明年度とか言って述べていますけれども。

まずそれが第1点。

それから、城山の森森林計画も施政方針の中に書いていますが、これ遅いんですもう。城山の整備って前から言っています。いち早くという前に、計画をできるの待っちゃったらい

かんから、もう今からでも城山の伐採をして、景観のもっと視野が広げるようにせないかんと私は思います。

この待ちよりけにならんというのが城山の整備計画。これ待つ前に城山のほうをまず対応していただきたいというふうに思います。

この2点についてお伺いしておきます。

○副議長（吉川裕三さん）残り時間あと12分です。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

施政方針で示しましたとおり、新庁舎での業務を開始して2年が経過したということで、先ほど議員からも質問がありましたけれども、より町民の皆様の利便性の向上を図るということで、それから、行政を取り巻く環境も急速に変化している中で、時代に対応できる効率的な行政組織の構築に向けて機構改革検討委員会を設置したところでございました。

プロジェクトチームのメンバーには、自分たちの仕事を客観視してもらいたいと。住民の福祉の向上に向けて、より効率的で効果的な仕事を進めるという視点で論議をしていただいたというふうに思っております。

今回、課の新設や統廃合は行いませんが、限られた職員数の中でこれは今後まだ検討を要する部分が若干ありますけれども、防災などの重点施策の取組につきましては、効果的な事務執行、防災だけではございませんけれども、効果的な事務執行を進めるための事務分掌の見直し等については、現在検討しております。

これ、庁議等の議論を経て、新年度、いわゆる4月1日にはその形を示してスタートしたいと。まだ庁議での論議を経ておりませんので、あきらかにまだ今検討中ということで非常に申し訳ないんですが、少なくともこういった防災等の重点施策の取組を積極的に進めようということでの事務分掌の見直しをしたいというふうに考えておるところでございます。

城山の森のやぐらとかいうのはまた別としましても、あそこの周辺の町有林の整備につきましては、他の議員にも説明したとおりでございまして、森づくりというのは時間がかかりますけれども、それに向けて樹種転換など、安全性も考慮した上で取り組んでいきたいということで、できることから取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（吉川裕三さん）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）この件につきましては了とします。

次、町長は施政方針の中で更新住宅については述べていらっしゃいますけれども、公営住宅の件については全く述べておりません。

そこで、更新住宅事業に関する中で町長は、地区、委員会や議会において町の考え方を示し取り組んでまいりますと。町の考え方というのは何ですか。町の考え方。これ理解できません。町の考え方が。

ということはどういうことかという、公営住宅はあくまでも公営住宅法、法律ですこれ。それから、町にあっては、本山町賃貸住宅の設置及び管理に関する条例、それから本山町定

住促進の住宅の設置条例に基づいて建てられているもの。これが本山町における公営住宅。

そこへもう一つ住宅は、更新住宅。これは更新住宅設置に関する条例に基づいてできている。両方とも制度が違うんです。公営住宅は公募で入所に求めて、審査をして、そして決定すると、こういう仕組みです。

ところが、更新住宅、原則はここです。条例はここです。

しかし、条例の中で例外を認めています。改良住宅建替事業による改良住宅の除去、それから、災害による住宅の滅失、不良住宅の撤去、こういう方については、公募なしで優先的に住宅に入居できますよということを書いてある。ということは、公営住宅と更新住宅は別個のものであるという考え方に私は立っています。

町長も同じ考え方だと思うんですが、今町長はこの公営住宅と更新住宅をリンクさせて、片方ができんから公営住宅はもう建てませんとかいうことで、新年度施政方針にも述べていないし、それから、設計の予算も施行の予算も新年度は立てない。令和7年度に立てんということは、町長は新年度中には完成をしないから事業は終わらないと、こういうことになるわけです。任期中に終わらないと。

町長思い返してください。令和3年3月の議会のときに、町長がいみじくも言ったあの言葉、更新住宅は50戸を40戸に変更するものではありませんと、あくまでもこの予算を削減するのが会計上の問題ですと言われた。私たちはそれを、あ、そうかと。ほんならまだ今後話していく余地があるんだなと思ってまいりました。

ところが、実はにっちもさっちもいかんような状況が出てきたと。特別委員会の調査によると全く恣意的な状況で、もう最初から40戸建てるんだというような書類が国土交通省のほうに行っていた。だから、前の町長が言われた、建てたくても建てられないんだと、建てられない状況になっていた。

だから、それを知った町長は、これは更新住宅ではどうしてもこの問題を解決しないと、だから公営住宅を建てよう。ただ、公営住宅と更新住宅、全く別個のものだと。だから公営住宅をということ。

しかし、考えるまでもない、全く何戸建てるかどうか全く知らされない。知らされないで町の考え方、地元委員会とか議会というけれども、全然伝わってきていないです、その話は。内容分かんもんですから。

町長、この施政方針おかしいでしょう。町長が言うように住み替え、住み替えと言われました。私もう住み替えと思っていますから、40戸住み替えて終わったらそれでええと思っていましたというような認識でずっとおったということですから、そうじゃなくて、基本計画では、住み替え以上のものを建てますということで、住宅政策から様々なこと含め、それから本山町振興計画も含めた形で住宅政策として建てますということで、実際46人おる中で50戸建てましょうという基本計画ずっとときとったという経緯があるわけです。

だから、そういうことを考えた場合に、本当は更新住宅で生き抜かないかんかったけれども、それができなくなったということが、もうこの時点で全く別個の形で更新住宅というの

は横へ置いて、次は公営住宅という形で住宅政策としてやりますよという方向に向かってきたわけですが、その家賃がどうの何だかんだという問題は、法律に基づき、それから条例に基づいて処理すればいいんであって、条例がどうの、何はどうのって、家賃の問題がどうのって建てんというのは、それはおかしいでしょう、町長。やるべきことはやって、交渉すべきは交渉する、それを交渉の材料にして、これはかなわんかったらこれせんぜよというやり方は、それは行政として、そういう駆け引き的なことをするべきではないというふうに思いますが、見解を求めたいと思っております。

○副議長（吉川裕三さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

今回就任して3年を経過しましたので、少し私は振り返ってみました。

今課題となっている更新住宅については、町長就任したときに、具体的にその課題について承知をいたしました。前町長から引継ぎでは、当初計画は、これも振り返りでございますので、その話は分かちゅうと言われると思いますけれども、当初計画戸数は50戸であったが、入居資格者が減員したこともあり、現在40戸に、大丈夫ですか。

○10番（岩本誠生さん）時間ないから議長が認めてくれるか…。

○町長（澤田和廣さん）ちょっと、私ちょっと長いので、申し訳ないです。

じゃ、時間を気にせずにちょっとゆっくりしゃべりたいと思います。

前町長の引継ぎでは、当初計画戸数を50戸であったが、入居資格者が減員したこともあり、現在40戸に計画変更していると。制度の趣旨からも事業の見直しが必要であったと引継ぎを受けました。

町は管理住宅の老朽化に伴う建替え事業として、平成28年度から住宅建設に着手し、令和3年までに住み替えに必要な40戸を建設しているということでございます。

一方、地元地区住民委員会の皆様からは、事業推進に当たり住み替えに必要な戸数を上回る50戸の住宅を建設するという約束に基づき、更新住宅事業を進めてきたと。その約束が守られていないとの指摘を受けてきたところでございます。

改良住宅の建て替え計画につきましては、10年近く前に私は総務課長のときでございましたけれども、基本計画に着手をいたしました。その際にもこの計画は老朽化した現在改良住宅のお住まいされている方の建て替えであるという認識を持っておりまして、そのように説明をしてまいりました。

当時、地区委員会の皆様には同様の説明をし、ご理解もいただいたというふうに、その時点では認識をしておりまして。

その後、改良住宅から住み替える方が50戸を下回っても50戸を建てるということが、地区委員会との約束であったとお聞きしたところでございます。改良住宅の建て替え事業は、地区委員会の協力がないと事業が進まないということは、私はもう十分理解をしておりまして。更新住宅事業は、老朽化した改良住宅の取壊しをすることで、事業の完了となります。何とかこの事業完了に向けて、事業進められないかということで、地区委員会の皆様と

あわせて、事業完了に合わせて地区委員会との約束を履行する方法はないかということで、この３年間ずっと、私は模索をしまいいりました。

町としては、更新住宅事業の制度に基づき、４０戸を上回る住宅の建設は、更新住宅事業としては、この制度を使っては造ることができないということは確認をいたしました。４０戸を上回る住宅の活用については、改良住宅から移り住む方がいけませんので、その他の公営住宅と同様に募集をかけて、いわゆる４０戸を上回ってもし建てた場合も、公営住宅と同様に募集をかけ、入居選考を行い、家賃を決定するということになります。

そうであれば、老朽化した公営住宅の建て替えや移住促進の観点から、これは昨年の施政方針でございますけれども、老朽化した公営住宅の建て替えや移住促進の観点から、住宅建設の必要性は認識をしていましたので、建設戸数は別として、新たな公営住宅を建設にてこの課題の解決、いわゆる更新住宅、改良住宅の取壊しまでの事業の完了でございますけれども、その解決ができないかということで、その方針について地区委員会の皆様に出向き、また、役場へも足を運んでいただいて、その考えを示してきたところでございます。

一方で、過去に４０戸にしたことについて、庁議メンバーは知らなかったというご指摘も、私就任したときにご指摘を受けましたので、この問題解決に当たっては、庁議でも何度か議論を重ねてまいりました。

昨年の３月の施政方針で、建設戸数は別として、新たな公営住宅の建設にてこの課題の解決、つまり老朽化した改良住宅の取壊しをすることまで事業完了に向けて進めたいということ昨年の３月の施政方針で表明したところでございます。

しかし、地区委員会の皆様の論議を経て、その事業完了のめどを立てることができていないということは、誠に申し訳ないというふうに思っておるところでございます。

また、町としてやるべきことを先に進めるかということも検討してまいりました。めどが立っていない中でそれはどうかという意見もございまして、現在に至っております。

なお、昨年の施政方針の示した後、担当課には公営住宅の建設に向けて作業を進めてくださいということについては、指示をしております。

昨年１２月議会定例会において、平成２８年から４０戸建設に至るまでの事務手続の調査、これは議会特別委員会でのことでございますけれども、更新住宅の建設事業の特別委員会からも昨年３月の施政方針に基づいて、事業に完了に向けて取り組むようにというふうな報告もいただいておりますけれども、そういうものに沿いまして、何とかこの事業完了に向けて、改良住宅の取壊しまでの更新住宅の事業完了に向けまして、何とか私は取り組んでまいりたいということに、全然この決意には変更はございません。

○副議長（吉川裕三さん）お諮りします。

現在答弁と質問のやり取りは、非常に本町の住宅政策として重要な事柄やっておりますので、議長の判断で延長したいと思います、ご異議ございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）それでは、この項が終わるまで時間を延長したいと思います。

それでは、１０番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）町長、かなり町長は勘違いをしている部分があるというふうに思います。今のずっと一連のお話を聞きながら、今回こういう事態を迎えたということはどういうことかという、当初計画の50戸が既に40戸という形で国土交通省四国整備局に提出されておった。それで身動きできなくなったということが根拠であって、特別委員会からのあれも、恣意的なことによってこれは起こったということを断言されております。

すなわち、町の事務の事務上、してはならない行為によって起こったことだということではないですか。すなわち、このことについて議会での変更とかそういうこともなくて、それから住民との合意もなくて、町のほうでやってしまったと。

だから、今の時点で、地元委員会でもそのことを全く言っているわけじゃないんです。もう済んだことを言ってもしょうがないから。誰がどうのこうの言うてしょうがないから、新しく方向として町長が、今の澤田町長が一連の流れの中で、誠に町の不手際もあったりいろいろしたと。だから、対応として、住宅政策として、うちとしては公営住宅で何とかしようということだけで今止まっているわけ。

町長がもっと前向きで、こういうところ何戸建ててこうしますというふうにすればどんどん話が進んでいくにもかかわらず、全く計画も言わないし、それから予算化もせん、施政方針でも触れないというふうなことで、公営住宅がどこへ消えたやら分からなくなっているということになってくると、ますます不信感が出てくるんじゃないですか。いつ一体やるんだろうと。

やると言ったのに、今度令和7年には全く出ないから、町長が今度再選をしていただければ、それは継続するけれども、また人が変わったらまたできなくなってくる。これは一体行政の継続って一体何だろうということまで発展をしていく。

だから、そういうおそれがあるもんで、令和7年度にはとにかく話はついていないというかも分からんけれども、話がついていないことない、地元としては、町からがこうしますという計画を待っているだけの話です。

多分、今の考え方だと、公営住宅を建てたら更新住宅へ入れる人がそこへ入れるじゃないかという言うかも分からんけれども、さっき読み上げたように、公営住宅と更新住宅はまったく別個のものだから、片方は公募せないかんと書いてあるんだから、そのとおりの手続をやったら全く問題ないのにもかかわらず、何かそういう更新住宅を入れる予定の人がこっちに入って、むりむっちゃくのようなになるんじゃないのかという危惧を持っているゆえにこういうことが起こっているんじゃないですか。

そうじゃないでしょう、だから、やるべきことはやる。話をつけることは話をつける。やはり別個の形でやらんと、行政というのはおかしいことになってくるんじゃないですか。

今回は知らんうちに、公営住宅が施政方針からも消え、予算からも消えなんじゃないですよ。予算の計上もしていない、結局やる気がないと。こういうふうに取り立てられようがない、指示してあるというけれども、指示のしようがないですから、何戸やるとも何も決まっていらないんだから。

町長、これは公営住宅というのは、今度は住宅政策、人口減少対策であり地域創生の施策であり、そういう政策の中でやると考えていかないかん。だから、そこらあたりの区分をびしっとしていかないと、一緒にしてそれを解決せないかんという、これを書いているのは、あくまでも更新住宅の事業は、箱を取り壊して終わりますよと書いてあるんです。公営住宅の問題と全く関係ないです、これ。公営住宅は公営住宅であって、公営住宅の手續に基づいてやればいいんであって、それを一緒にするから進んでいかないと。町長の言うたことが全然実現できないと、こういうことになるわけでしょう。

町長のそこらあたりの所見をもう一度確認しておきたいと思います。

○副議長（吉川裕三さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

昨年の3月に施政方針で出した内容について、全然考え方に変更はあってございません。更新住宅事業の完了に向けて、その手法の一つとして、手法というか地元の皆様との約束を履行するという、そのことをどういうふうに捉えるのかということ为先ほど答弁いたしましたけれども、それには、やはり戸数は別としても公営住宅を建設することで、地元の皆さんとの約束したことについては履行したいと。

それによって更新住宅事業、いわゆる老朽化した改良住宅の取壊しまでにつなげたいということで、これはもうそれ向けに、よっしゃ、それならそれで行こうとなったときに、いや、うちのほうの手續ができていないということではどうしようもないので、建設に向けた手續を進めるようにということは、これはもう指示をして進めているところでございます。

○副議長（吉川裕三さん）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん）その行こうとなったということは、どういう状態になったら、いこうということなんですか。

私がさっきから言うように、公営住宅と更新住宅事業とは別個の問題として取り扱わないといけなよと言ったのはそこなんです。町長は一緒に考えているからどうしても行き詰まってしまうんです。建てるものは建てる。それは何戸建てるのかというて地元から話して必要ないが、町長がこれだけやりますと言ったら、ああそうですかということにはなるんですよね。これはあくまでも住宅政策でやるというんだから、どうぞやってくださいというわけだから。

更新住宅の問題は更新住宅の問題として、別途の形で汗をかかずにいかんのではないですか。そうせんとこの問題は解決しない、逆に。

多分私はそこらあたりを町長は、あそこを壊すめどが立たんから、更新住宅は建てないと。こういう論理になっていると思うんです。なぜ、そんなあそこを壊せないかと。中へ入っている人が出ないからだ。なぜ出ないかと。そうしたらあその今建てるところに入りたくないから出ないと。今度できる公営住宅へ入る。もし、入るとするならば、公募ですればいいわけやから、公募に通らんかったらこの人は入れないわけですよ。特例がないわけやから。

だから、筋道を立ててやっていけば、全く、公営住宅は公営住宅として、更新住宅は更新住宅として話をしていけるんじゃないですか。

それを一緒にして、両方片づけようと、それをまたこうせにや、これをせんよという駆け引きみたいな形でやるから話がおかしいんであって、公営じゃとこ建てて、これは建てたけれども、こういう趣旨で建てた建物ですよということを明確にすることによって筋を通せるんじゃないですか。

どうもそんでそこら辺が消極的な私は行政になっているんじゃないかということを心配します。もう一度考えてみてください、町長。

○副議長（吉川裕三さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 私は考え方は一貫してしまして、何とかこの更新住宅事業の完了に向けて取組を進めたいということで、この3年間ずっと考えをしてきてましたし、その考え方はもう全然一貫してまして、ただ、もう町としてやることはやろうと、それで、後の対策は対策で考えようということも当然庁内で論議もしましたけれども、なかなかめどが立っていないのに、なかなかそこまでいくのはどうかというところもございまして、今の現状というところではございます。

ただ、もう建設に向けて必要な手続は進めておいてもらいたいということで指示してまして、公営住宅の長寿命化計画です、そういったものをきちっと見直さないと、建設に進めないで、その手続も手続するということで進めておりますし、そういう形で建設に向けた事務手続は粛々と進めた中で、この事業の課題の解決に向けては取組を進めていきたいというふうに考えております。

○副議長（吉川裕三さん） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生さん） 町長、私実は当初からこの問題は関係しとって、もういきさつは全部分かっているんです。分かった上で町長のこれからの行政の取組として、このままでいかんのではないかとということで提言を申し上げております。

こういう手法を取ると、行政としておかしいじゃないかと。今気がついていると思うけれども、駆け引きになっているんです、駆け引き。これはおかしいだろうと、筋を通さないかんのではないかと。建てるものは建てる、解決するものは解決するということにせんと、こっちをせんかったらこっちをせんぞというような形になってくると、これが両方とも同じ制度でやるんだったら分かるんです、同じ制度でやるんだったら。

ところが、違うでしょう、住宅の公営住宅と更新住宅、さっきも言うたとおり、条例も違うし、募集の仕方も違うし、違うんです。違うものを一緒にして、もしこうなったらこうなるだろうというような想定の下で、先へ進もうとしない。

これ以上言うても分かってもえんかも分からんけれども、私ももう二十数年議員をやっていますけれども、こんなことはないです。駆け引きをして、こちらをせにやこちらをせんぜよというようなことを言っている例は今まで聞いたことがない。

これをやりたいと、だからこれを何とか解決するためにこうしてくれんのかという話だ

ったら分かるけれども、これもせん、あれもせんということになってくると、これずっとほ
ったらかしになるおそれがある。これじゃ、行政の解決にはならんでしょ。

もうこれ以上言うても同じでしょうから、議長、せっかく延長してもろうたけれども、お
分かりいただけんみたいだから、これ以上時間を消費することできませんので、私はこれで
一般質問を終わります。

○副議長（吉川裕三さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）今まで議長にもずっとご心配もかけてきました。そういったことも
踏まえて、この住宅問題に解決に向けては、これは私の責任の中で解決何とかしていきたい
というふうに、この思いは全然変わっておりませんので、その思いでこれは取組をさせてい
ただきます。

○副議長（吉川裕三さん）１０番、岩本誠生さん。

○１０番（岩本誠生さん）これ以上の答弁求めませんけれども、町長、本当に考えてくださ
い。町長の任期中にできないんです、もう。今度やるといったらまたおかしいことになる、
町長に任期中にやります、責任持ってやりますと言うたら。そういう無責任なこと言うたら
いかなあね、やっぱ。これはもう私の任期中にはできませんとはっきり言わにや、それや
ったら。

もうこれ以上言うていきますので、私は一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（吉川裕三さん）これをもって、１０番、岩本誠生さんの一般質問を終わります。

以上をもちまして、通告を受けました一般質問は全て終わりました。

議長交代と議案審議準備のため、３時３５分まで休憩します。

休憩 １５：１９

再開 １５：３５

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２．議案第３号 本山町小規模企業振興基本条例の制定について

○議長（岩本誠生さん）日程第２、議案第３号 本山町小規模企業振興基本条例の制定につ
いてを議題といたします。

補足説明を許します。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） 2 点お伺いします。

まず、第 5 条の 3 項について、町内の事業者の受注機会の増大に努めなければならないということをうたっておりますが、以前、一般質問でも述べさせていただきましたが、公契約の考え方、適正価格ということをこれは入れるべきではないか、その点の配慮について 1 点お尋ねします。

また、あともう一点、9 条の第 4 項、「町商工会に加入するとともに」という表現がございますが、これはこの表現でいいんですか。要するに、「本山町商工会」とか町をのけて「商工会に」、これは本山町の条例ですから、わざわざ「町商工会」という表現をする必要があるのかどうか、この 2 点についてお尋ねします。

○議長（岩本誠生さん） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） お答えをさせていただきたいと思います。

町の責務といたしまして、5 条の第 3 項で、町内小規模企業者の受注機会の増大ということの規定を入れさせていただいております。委員がご指摘のとおり、公契約の必要性、考え方ということも、別途その方向性についても論議をさせていただいておりますところですが、公契約の考え方も含めて、この条項でこの予算の適正な執行に留意しながら、公契約の考え方も踏まえて、小規模企業者の受注機会の拡大ということに、そういう捉え方で条項として掲げておるものであります。

それと、第 9 条 4 項の町商工会に加入するとともにというところではありますが、これにつきましては、商工会と先ほど説明しましたとおり、ここの部分で商工会の意見を踏まえて、このような表現で 4 項を掲げておりますが、商工会としては共に活動と一緒にしていくことで、ここで書いておりますような地域との共存共栄を図り、また地域貢献の活動と一緒にやっていきたいという思いがここに入っておりますので、特に商工会に加入していただいて、共にいろいろな活動を地域の中でやっていくということを明確化したものであります。

以上、補足の答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） ちょっと答弁が違うけれども、4 項の「町商工会に加入する」の「町」が必要かという話で、今まで全部商工会と書いてあるのに、どうしてここだけ「町」が必要であるかということです。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） お答えをさせていただきます。

2 条の 2 号のほうで、商工会とはということで、ここで規定がされておりますので、わざわざ 9 条で「町」が必要がないというご指摘は、そのとおりであると思います。ここは「商工会に加入するとともに」で、この条例としての意味は伝わっていくと思いますので、ここは「町」というのを 1 文字削除していただいて、「商工会に加入する」という形で統一をさせていただければと考えております。

○議長（岩本誠生さん） お諮りします。

4項の「町商工会」の「町」ということについて、「町」の文字を削除したいという旨の申し出がありましたが、これを削除することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議がないということで、この「町」の部分は削除してください。訂正をします。議事録には残ります。

1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）5条第3項の部分でございますが、先ほどの課長の答弁にすると、予算の適正な執行という概念ですけれども、これは行政の立場から言うと、住民の方、税金を使うのですから、より安くという考え方になると思うんですよ。ですから、もし小規模業者の受注機会を増やしてもらったけれども適正な価格という言葉为例えば「予算の適正な執行、適正な価格に留意しつつ」ということであれば、それほどダンピングとか値下げをしないということになりますけれども、「予算の適正な執行」のみであれば、行政の立場であれば、住民の方とか税金を使ってやるのだから、より安くという考えになるのではないかと、ということが1点危惧されますが、その点は町長、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）そうですね、適正価格というのをどう捉えるかの問題がありますけれども、これは第5条の第3項の予算の適正な執行に留意しつつという、これはそれを含めて包含しているというふうに、この条文は読んでいただきたいと、不都合がある場合には改正しなくてはなりませんけれども、予算の適正な執行、適正というのは今言われたことも含めて適正な執行というふうに捉えているというふうに私は思いますので、この極端な安くとか、そういうことでなくて、予算の適正な執行ということについては、それも含めて予算の適正な執行というふうに、包含しているというふうに解釈をお願いしたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）この文については、町の条例ですので、町そのものが適正な予算を執行すると、こういうことで捉えれば、別に文章そのものには問題ないのではないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）いや、先ほどの答弁が議事録に残りますので、それでよろしいかと思えます。

○議長（岩本誠生さん）ほかに質疑ありませか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）私も二つほど、まず確認なんですけれども、この小規模企業という対象の企業、製造等については従業員が20人以下、商業、サービス、小売業も含めてですけれども、従業員は5人以下というのが対象になると思いますが、それで、本店が町外にあって支店とか商売されているのが本町とした場合は、支店の人数で小規模と判断されるのかどうかというのが、まず1点の確認事項です。

それから2点目は、同僚議員と同じく、第5条の3項のところなんですけれども、価格が

変動して1回1回の入札等に適さないようなところで、事業者が町内に2件以上というか、複数以上あった場合の調達の運用の仕方をどうされるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 執行部答弁。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） お答えをさせていただきます。

まず、定義の第2条の第1項のところの「町内に事務所又は事業所を有するもの」という、ここの捉え方ではありますが、支店がどうなるのかというご質問であったと思いますが、本店が例えば高知市にあって支店が本山町にある場合には、町内に事務所をするというものに該当するというふうには捉えておるところであります。

あと町の責務のところではありますが、この中の町内で同一の業態でやられておる事業者が2社以上いた場合の取扱いということではありますが、これは現在もそのような場合には、見積入札といいますか、一旦見積価格を出していただいて、低い価格の事業者のほうに発注させていただくという、そのような運用でやらせていただいておりますので、そういう現在と同じような運用でやっていくというのが基本になると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん） ちょっと分からなかったんですけども、町外に本店があって町内に支店がある場合、該当するのは支店だけ判断されるのか、本店も含めて、商業、サービス、小売業は5名以上と判断されるのかということを知っているわけです。だから、支店があるところは、小規模企業であれば当然この条例に該当するわけですけども、例えば大企業で本山町に支店が5人以下だから、5人だったらこれに該当するのか、本店全体で考えたら当然何十人にもなるわけだから大、中になるから小規模にならないですね。だから、その該当はどうするのかということについて知っているわけです。

それから、2点目については、先ほども言われましたように、見積りとか入札に向かない、ちょっと思い浮かばなくて、私もちょっと言いにくいんですけども、例えば車の燃料とかいうのは、1週間に1回、値段、仕入れ値が変わっているわけですけども、その変動の中だけでも、見積りをいちいち1回1回給油に対して見積りを出すわけにいかんですね。

1回1回の入札等ができるところは、それでいいですけども、公平を考えたら、なかなか運用が難しいところもあるかもしれんけれども、一方方向の事業者だけに取引があるという不公平も出てくるわけですが、その辺はどうかなということについてお伺いしたいわけですけども、答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） お答えをさせていただきます。

支店の取扱いにつきましては、本店があり、そして本町内に支店があるというような場合には、町内にその事務所があるということが、この本町の条例の対象になるというような考

えでありますので、町内の支店のほうが対象になるというような考え方でおります。

あと町の責務の中の受注機会の増大であります、ガソリン代とか、確かに競合する会社があったりということがあろうかと思えます。ちょっとそのあたり、入札を毎回毎回するわけにもいきませんので、そのあたりの取扱い、あと町内には自動車の工場とかありますので、そのあたりはある一定のバランスといいですか、一定平準化を図るという必要性もあると思えますので、ちょっとこの条例の中での運用の中で、一定ルールといいですか、そのあたりのバランスが取れるような形がどうやったら図れるかは、また庁議等の中で検討を図っていけばというふうに思っております。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）先ほど町の責務で町内から調達の質問等が出ておりますけれども、そのことにつきましては、本山町の財務規則がありまして、その中で、やはり財務規則に基づいて契約をしていくことになろうかというふうに思います。財務規則の中では、ある一定、随意契約等も金額で定めておりますので、そういうことで先ほど田岡課長が言いましたように、1か所の店に偏ることのないような方向というのは、当然考えていかなければならないというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）ほかに。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）小規模企業振興基本条例、非常にいいと思います。その中で、第4条に、資金供給の円滑化を図るとか出ていますが、どれぐらいの資金等を考えておるのか、また、人材の育成と、あと第11条では、町は必要な財政措置を講ずるように努めるとなっておりますが、どれぐらいの財政措置を予定とか検討されておるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）答弁をさせていただきます。

先ほど私のほうから基本理念を述べさせていただきましたが、第3条の基本理念に基づく基本施策としまして、1から七つの施策の柱を掲げさせていただいております。なお、これの基本施策をさらにどのように事業展開していくかについては、第5条第1項に書いておりますとおり、この施策を総合的かつ計画的に策定して実施するということがありますので、今後この条例にのっとって、細かい資金の供給の対応をどうしていくかというのは、また今後この5条の1項に則して、また計画を商工会等と連携しながら、この施策の実行に向けた対策を策定するというような流れになっております。

ちょっと現段階では、その具体の施策についての詰めの話は、まだこれからということになっております。

それと、必要な財政措置としまして、第11条に掲げておりますが、これも先ほどと同様、基本施策に掲げた事業展開をどうするかというのを町の責務で事業計画をつくりますので、それに基づいて、必要な予算措置については、その都度、財政とも相談しながら予算を措置をしていくということになりますので、そういうことで、財政の措置というのは、やはりし

っかり財政も措置しながら、基本施策に掲げたものを推進していくということで、この条例上に財政のことも書かせていただいているところであります。

以上であります。

○議長（岩本誠生さん） 8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政さん） 計画ができないと、まだ基本条例ができて進められないということですが、できるだけ早く計画して、本当にいい基本条例ができて計画ができていないから実行できんというようなことでは、期待だけが先にいって、なかなか実行がないというふうになると思われますので。

それと、この計画ができたときの予算等の措置は、どのような感じでされるのか、何かの予備費というか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 今後、商工会等とこの基本施策に基づいて、やはりまず優先的にこういう事項をやっていこうという方向性が定まりましたら、一定その事業に必要な予算措置については、補正予算等のほうで協議をしながら予算措置をしていくようになるかと思います。

○議長（岩本誠生さん） ほかにありませんか。

5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん） この 10 条に、町は毎年、小規模企業の振興に関する施策の実施状況を検証及び評価することとするというような項目を設けられていますが、今手元に届いています商品券というのは、町民の物価高に対する支援ということと、町内の商工業者の支援というふうな形の名目で配られていると思います。ところが、これ、実際にこの分析等は、毎年何回かやられていますけれども、分析等はやられていますか。実際にこういうことを書いて、今後これをされと思いますけれども、そういったことを公表されますか。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） お答えさせていただきたいと思います。

現在も実施をしております燃料高騰対策の商品券の事業につきましては、事業完了後、実施主体であります商工会のほうから、実績報告を上げていただきまして、それを基に実施状況の検証、総括を図っているところであります。

また、今回この第 10 条で検証や評価ということを条例のほうでも挙げさせていただきましたが、やはり明確にこういうことを年度末には実施した事業の評価検証を図って、また次の展開につなぐということが、これまで不十分さもあったということもございましたので、やはり明確にこういう位置づけをさせていただきまして、評価、検証を図った上で、次の事業につなげていくということにしておるところであります。

なお、この実施状況等については、ホームページか何かで公開できるようなことができればというふうには考えておるところであります。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）町内の商工業者の支援という形であれば、例えば商品券を配るときには、やはりスタンプラリーというような形のものを同時に進行するという形にしていかなければ、例えば食料品で毎日の生活に使う食料品をメインでという形になれば、集中的に1か所に集中するような傾向があると思います。やはり全体的なことで町内の商工業者を支援するというのであれば、やはりこういうふうな商品を配るときにはスタンプラリーを併設してやるというような形で、商品券の使われ方が全町に行き渡るような形で施策的にはすべきだと思うんですが、そういったふうなお考えはないでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

今回の商品券につきましては、皆さんの手元へ全員に届いてから使用できるようにということで、4月1日から使用ということになっております。あわせて、この事業は物価高騰対策でございますので、スタンプラリーとはちょっと趣が違うというふうに考えております。

スタンプラリーにつきましては、この町内のいろいろな店舗で消費してもらうということ、それによって応募したら商品券が当たるとかということで、町内の皆様が町内の消費を拡大していくと、もとい、町内だけでないですね。スタンプラリーは町外、場合によっては嶺北外からも、県外からも時々来てスタンプラリーに参加されている方もおりますので、スタンプラリーは町内商店の消費拡大という趣を持っています。

今回の商品券は物価高騰対策ですので、それとはちょっとさび分けて考えていただきたいと、この商品券を持ちながらスタンプラリーをするということは、趣旨としてちょっと違うのかなというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）いいですか。

（「はい」の声あり）ほかにないですかね。

質疑ないようでありますので、質疑を終わります。

議案第3号の討論を行います。討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第3号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第3号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。全会一致。

したがって、議案第3号 本山町小規模企業振興基本条例の制定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第3．議案第4号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第4．議案第5号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正す

## る条例

### 日程第5．議案第6号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第3、議案第4号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第5号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例及び日程第5、議案第6号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

補足説明を許します。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより議案第4号から議案第6号の質疑を行います。質疑はありますか。

5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）先ほど総務課長のほうから説明がありましたが、期末手当の話の定期というか昇給の関係ですけれども、今まで4号俸だったものが業績によって6号俸まで上がれるというようなことを説明されたと思うんですけれども、その条件というのが、期間を通して良好な成績で過ごした者というような形になっていますが、何を基準にして良好な成績だったというような評価をされるわけですか。

○議長（岩本誠生さん）総務課長。

○総務課長（田岡学さん）白石議員にお答えいたします。

人事評価でございます。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）以前、総務課長に質問したんですけれども、人事評価というのはやっていないというふうにお聞きしたんですが、やられているんですか。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）実施しております。

○議長（岩本誠生さん）いいですかね。

ほかにありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）第5号と第6号は100分の127.5、100分の125とかあるんですけれども、その割合にするとということですが、賃金が下がるようなことはない。やはり上げておいて、パーセントを合わしゅうということでもいいんですか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）質問の趣旨分かりましたか。賃金を上げておいて……

（「いや、違う。パーセントが下がっているということ」の声あり）パーセントが下がるという話です。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）令和6年度の割合につきまして、令和7年度で平準化をしたということでございますので、令和6年度の人事院勧告後の支給割合が4.6月でございます、令和7年度もこの支給割合の変更によりまして、4.6月にしたものでございます。

○議長（岩本誠生さん）分かりましたか。

理解されたようでありますので、それでは、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第4号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第4号について採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員で、全会一致であります。

したがって、議案第4号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第5号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第5号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第5号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第6号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第6号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第6号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第6号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6．議案第 7号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第7．議案第 8号 本山町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8．議案第 9 号 本山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9．議案第 10 号 本山町消防団表彰条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）次は、日程第 6、議案第 7 号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、それから日程第 7、議案第 8 号 本山町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 8、議案第 9 号 本山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例及び日程第 9、議案第 10 号 本山町消防団表彰条例の一部を改正する条例の 4 議案を一括議題といたします。

補足説明を許します。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第 7 号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第 7 号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 7 号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 7 号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第 8 号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第 8 号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 8 号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第 8 号 本山町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第 9 号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第 9 号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 9 号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第 9 号 本山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第 10 号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第 10 号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 10 号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第 10 号 本山町消防団表彰条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 10. 議案第 11 号 本山町一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 11. 議案第 12 号 本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第 10、議案第 11 号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 11、議案第 12 号 本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

補足説明を許します。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番、松繁美和さん。

○4 番（松繁美和さん）質疑というよりちょっと確認ですが、この適用は、先ほどからのご説明を聞いておると、会計年度任用職員のフルタイムにも適用ということで解釈してよろしいのですか。パートは適用しないということでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）一般職に会計年度任用職員も準用するものでございます。

○議長（岩本誠生さん）

）答弁まだあるでしょう。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）パート職員も、勤務日数によりまして対象となる職員がございま

すので、その日数を書いたものがちょっと今あれですけども、対象となります。

○議長（岩本誠生さん）ほかに質疑ありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）非常に育児とか介護とかの休暇を取るような本当にいいことだと思いますが、本庁も職員数も定数に達していないとか少ない中で、実際に申請とかして取れていくのか、今でも、この増える前もちゃんと休暇等取れておったんか、これから3歳までが小学校までとかいろいろ拡大した中で、実際申請とか出てきたときに、十分それにできていくのかお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）対象となるといいますか、制度としてある休暇については、職員も工夫をして取得をしているところでございます。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

議案第11号の討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）なし。

議案第11号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第11号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第11号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第12号の討論を行います。討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第12号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第12号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第12号 本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時42分 散会